

第二次坂井市

まち・ひと・しごと創生総合戦略

---



令和6年3月

〈第5版〉



# 目次

## 第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

I	はじめに	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	人口の将来展望	2
II	総合戦略の基本的な考え方	5
1	総合戦略の概要	5
2	基本目標	6
3	施策展開への基本方針	9
4	総合戦略の体系	10
5	具体的な施策における重点事業について	10
III	具体的な施策	11
1	みんなで未来につなぐまちづくり	11
2	互いに思いやり支え合うまちづくり	24
3	学ぶ意欲を支えるまちづくり	43
4	自然と共生できるまちづくり	54
5	地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり	59
6	安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	74
	・第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合計画 用語集	89

・「※」は、用語集に記載の用語を示します。

# I はじめに

## 1 策定の背景と趣旨

国は、「地方創生」を最重要課題に掲げ、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、東京一極集中を是正するとともに、人口減少に歯止めをかけていくため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

坂井市では、平成 25 年 3 月に「坂井市総合計画後期基本計画」を策定し、市民と協働のまちづくりを柱とした施策の取り組みを進めるとともに、平成 26 年 11 月には平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とする「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

一方で、坂井市の人口は平成 22 年度に減少に転じて以降、人口減少や少子高齢化の進展に歯止めは掛かっていません。改訂した坂井市人口ビジョンによると、今後さらに人口減少、少子高齢化が進展する見込みとなっています。

そのため、人口減少、少子高齢化の社会であっても、持続可能なまちづくりの実現を目指すため、「坂井市総合計画」と「坂井市総合戦略」を一体的に「第二次坂井市総合計画（以下「総合計画」という。）」として策定しました。総合計画に掲げる将来像、「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を実現するためには、地域の活力を維持し、若者が魅力と生きがいを感じることでできる環境づくり、次世代を担う人材の育成、そして、人口減少に適応した地域をつくることが必要不可欠となっています。

坂井市には、彩り豊かな自然環境、歴史、伝統文化など、地域の個性や宝となる資源が豊富にあります。これらの地域資源を有効に活用しながら地方創生に正面から取り組むとともに、地域の特性に即した対応や政策分野ごとの新たな取り組みを展開していくため、「第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定します。

○まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）制定

○法に基づく閣議決定

- ・人口の現状と将来展望を提示する「まち・ひと・しごと創生 長期ビジョン（令和元年度改訂版）」（令和元年 12 月 20 日）
- ・今後 5 か年の政府の施策の方向を提示する第二期「まち・ひと・しごと創生 総合戦略」（令和元年 12 月 20 日）
- ・「まち・ひと・しごと創生基本方針」（2015 ～ 2019）

○地方公共団体は、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、次の 2 点の策定に努める。

- ・地方公共団体における人口の現状と将来展望を提示する「地方人口ビジョン」
- ・地域の実情に応じた今後 5 年間の施策の方向を提示する「市町村まち・ひと・しごと創生 総合戦略（地方版 総合戦略）」【まち・ひと・しごと創生法 第 10 条】

## 2 人口の将来展望

### (1) 坂井市の現状

- ・国勢調査によると、坂井市の人口は、平成 17 年の 92,318 人をピークに減少傾向に転じています。
- ・これまでの趨勢が今後も続くと仮定すると、坂井市の人口は、2030 年には 82,400 人（2015 年の 91.3%）、2060 年には 59,811 人（2015 年の 66%）にまで減少する見込みです（国立社会保障・人口問題研究所（※1）準拠方式）。

■表 坂井市の総人口の長期的見通し（これまでの趨勢を踏まえた推計値）

	2015 年 実績	2020 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
総人口	90,280 人	88,016 人	82,400 人	75,531 人	67,953 人	59,811 人
2015 年を 100 とした指数	100	97.5	91.3	79.5	75.3	66.3

### (2) 急激な人口減少を防ぐために

- ・急激な人口減少を防ぐためには、①国の長期ビジョンと同様に、合計特殊出生率を引き上げ、出生数を向上させていくこと、②社会動態のプラスへの転換（転入数>転出数）を同時並行的に実現することが不可欠です。

- ① 現在の合計特殊出生率 1.57 を 2030 年には 1.8、2060 年には 2.1 まで向上させる。
- ② 積極的な情報発信や産業振興などに取り組むことにより、社会動態に対し年間 100 人の押し上げ効果を発揮させる。

#### ①自然動態への効果

##### 合計特殊出生率

2030 年 : 1.8

2060 年 : 2.1

#### ②社会動態への効果

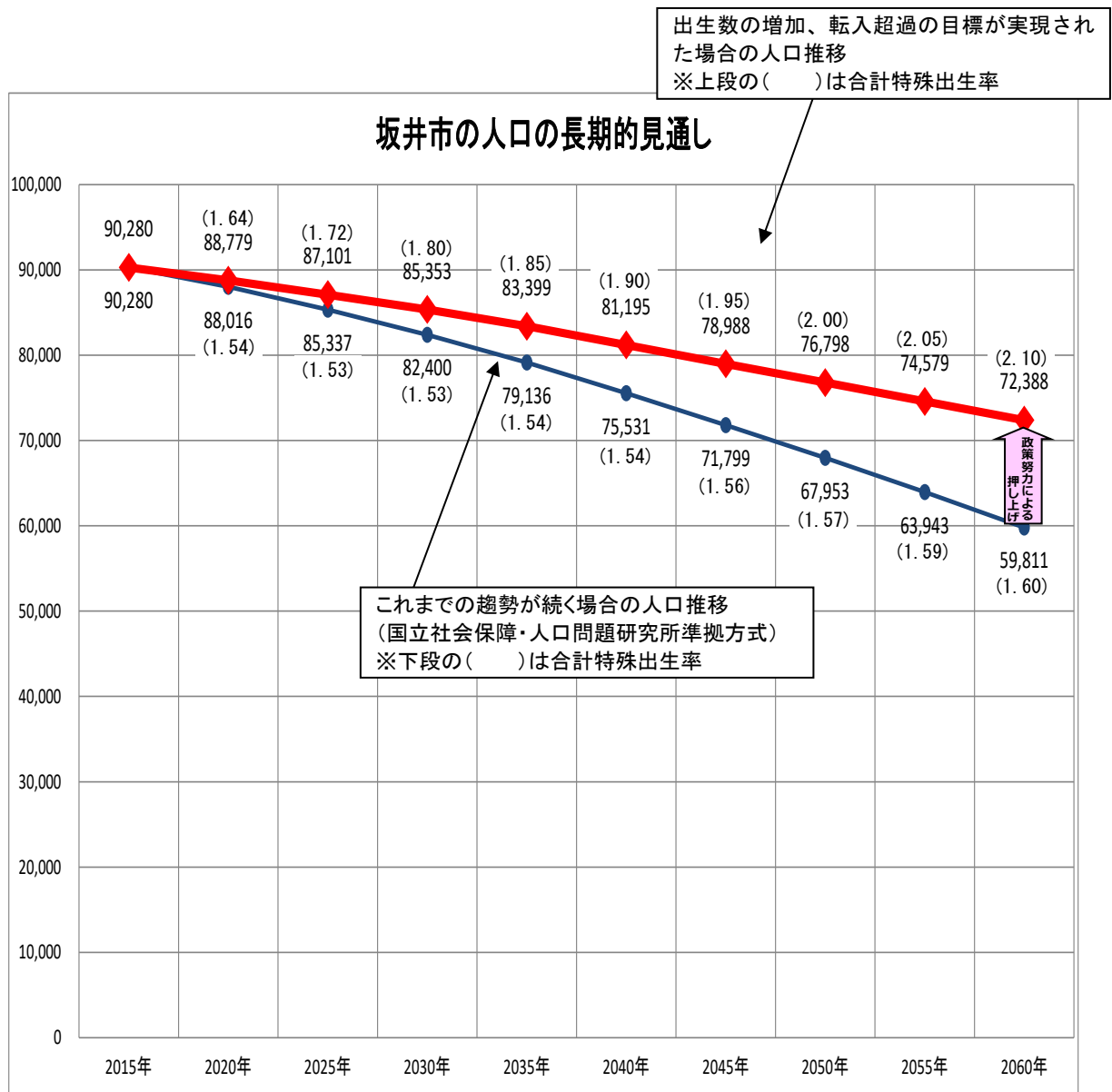
100 人/年

### (3) 目指すべき将来の人口規模

- 政策努力による自然動態及び社会動態への効果によって、2030年の坂井市の人口規模を85,353人程度、2060年の人口規模を72,388人程度（2015年から2割程度の減少）とすることを目指します。

■表 坂井市の総人口の長期的見通し

	2015年 実績	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
総人口	90,280人	88,779人	85,353人	81,195人	76,798人	72,388人
2015年を100 とした指数	100	98.3	94.5	89.9	85.1	80.2

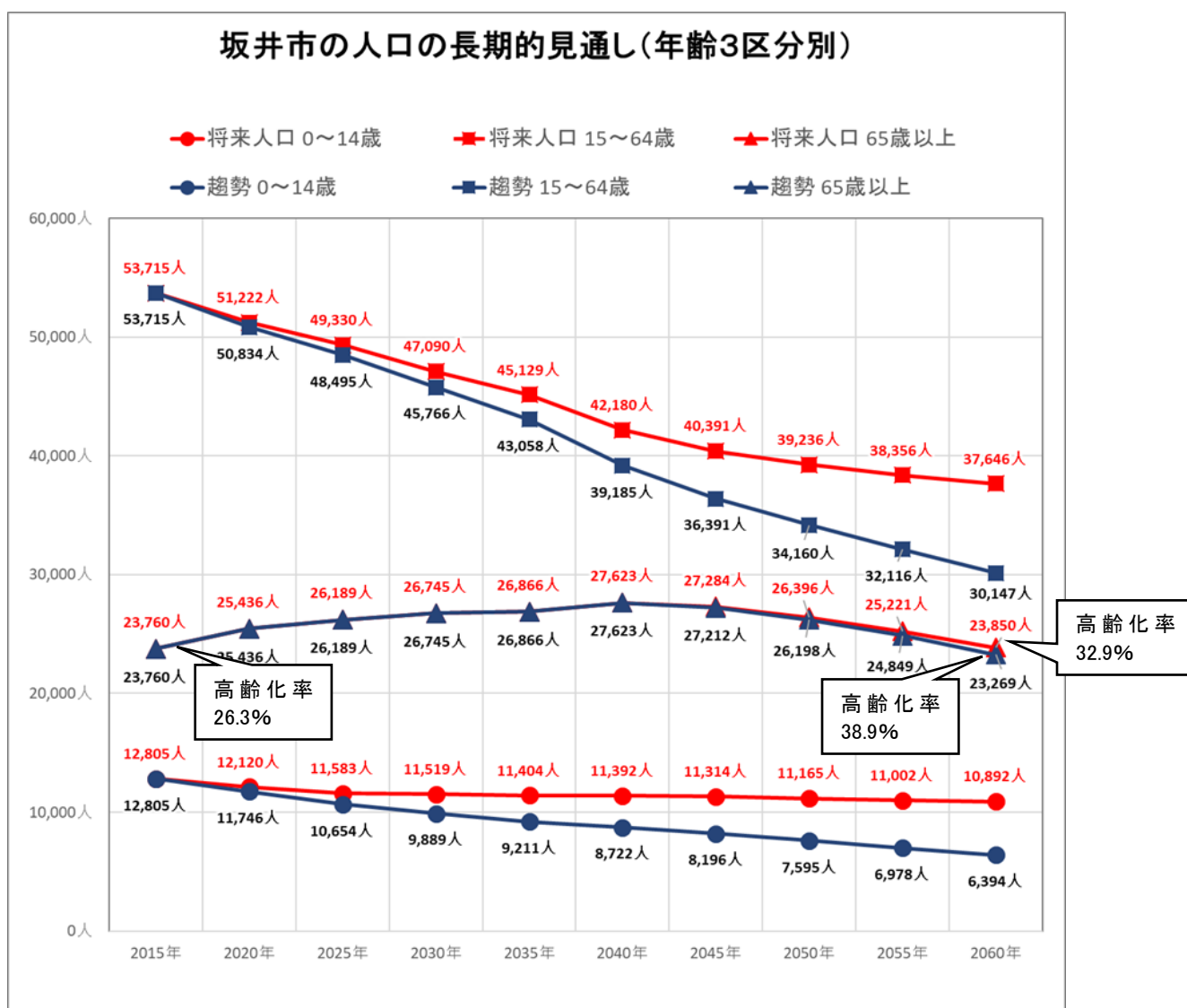


#### (4) 人口の長期的見通し（年齢3区分別）

- これまでの趨勢が続く場合、2060年の年齢3区分別の人口構造の見通しは、15歳未満人口は6,394人（10.7%）、15～64歳人口は30,147人（50.4%）、65歳以上人口は23,269人（38.9%）となります。
- 目指すべき将来人口の規模の場合には、2060年の年齢3区分別の人口構造の見通しは、15歳未満人口は10,892人（15.0%）、15～64歳人口は37,646人（52.0%）、65歳以上人口は23,850人（32.9%）となります。

■表 坂井市の総人口の長期的見通し（年齢3区分別）

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
目指すべき将来の人口規模	65歳以上	23,760	25,436	26,189	26,745	26,866	27,623	27,284	26,396	25,221	23,850
	15～64歳	53,715	51,222	49,330	47,090	45,129	42,180	40,391	39,236	38,356	37,646
	0～14歳	12,805	12,120	11,583	11,519	11,404	11,392	11,314	11,165	11,002	10,892
これまでの趨勢が続く場合	65歳以上	23,760	25,436	26,189	26,745	26,866	27,623	27,212	26,198	24,849	23,269
	15～64歳	53,715	50,834	48,495	45,766	43,058	39,185	36,391	34,160	32,116	30,147
	0～14歳	12,805	11,746	10,654	9,889	9,211	8,722	8,196	7,595	6,978	6,394



## Ⅱ 総合戦略の基本的な考え方

### 1 総合戦略の概要

#### <総合戦略の位置づけ>

総合戦略は、総合計画の将来像の実現に向け、基本施策の方向に基づき、具体的な取り組みを取りまとめています。

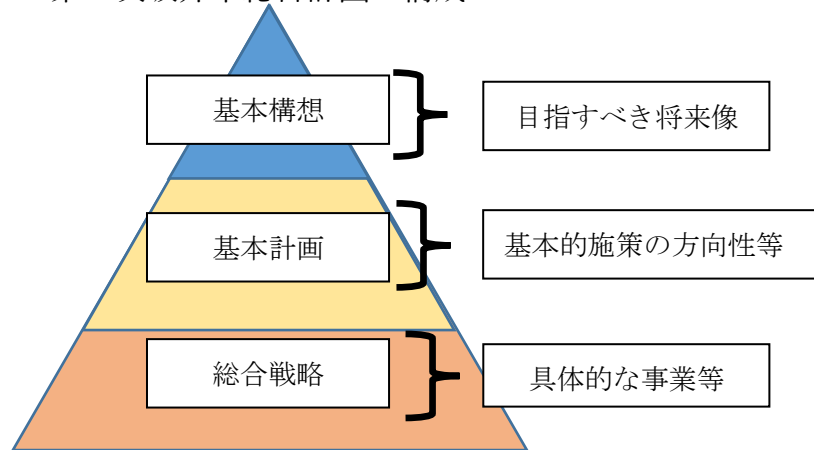
さらに、総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」としての位置づけを持ちます。

このため、地方創生という目的を達成するため、「坂井市人口ビジョン（改訂版）」に掲げた本市の人口推計の基本的方向性を踏まえ、本市の自主性・主体性を発揮しながら、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

#### <計画期間>

〇国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、計画期間は、令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）の5年間とします。

第二次坂井市総合計画の構成



R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
基本構想 10年間									
前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間				
第二次総合戦略 5年間 PDCA（単年更新機能）					第三次総合戦略 5年間 PDCA（単年更新機能）				

## 2 基本目標

### (1) 国の基本目標

・国の第2期における総合戦略には4つの基本目標と2つの横断的な目標が掲げられています。

#### 【国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標及び横断的な目標】

- 基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

### (2) 市の基本目標

・地方創生に向けた市の取り組みを推進するため、国の基本目標及び横断的な目標との整合性を図り、4つの基本目標を掲げます。

#### 基本目標1

#### 地域の稼ぐ力を育むとともに、安心して働き、誰もが活躍できる坂井市をつくる

##### 【目標】

人口の定着や移住を促進するため、働く場が確保されていることが重要です。坂井市の地域産業のうち、製造業など強みのある産業を軸に、一層の振興に取り組むとともに、農林水産業など担い手不足が課題となっている産業への新規参入希望者の支援、地域の魅力を活かした観光産業の育成や地域ブランド化など、市内産業の活性化により多様な働く場の創出を実現します。

妊娠、出産、子育て、介護などライフステージの大きな変化に合わせて柔軟な働き方が選択できる環境の充実を図るとともに、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高める取り組みを推進します。

また、家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において、全ての人が互いの違いを認め尊重し合い、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

##### 【講ずべき施策に関する基本方向】

- 交通ネットワークの整備により高まる立地条件、地域資源、地域性を最大限に活かしながら、企業誘致や新たな産業の育成を図ります。
- 海・川・山の豊かな自然や歴史的町並み等の地域資源を活用した体験型観光など市内外から人々を引きつける坂井市の魅力の発掘・発信を進め、交流人口を拡大します。
- 農・商・工・観の様々な連携によって多様な産業を発展させることで、幅広い世代に対応



した新たな就労機会を創出し、活気あるまちづくりを目指します。

- 企業との連携、働きかけを通じて育児休業・介護休業の取得やテレワークを促進するなどワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- 市商工会や金融機関等との連携による経営改善や事業拡大、事業承継等を支援します。
- 誰もが個性と多様性を尊重され、生き生きと暮らし、活躍できる社会づくりを目指します。

## 基本目標2

### つながりを築き、都市から坂井市へ新しいひとの流れをつくる

#### 【目標】

坂井市で生まれ育った人のUターンを支援するなど、坂井市にゆかりのある若者の移住を促進し、将来を担う優秀な人材を確保します。

また、坂井市が有する恵まれた居住環境を活かして、大都市圏の住民に対する積極的な情報発信や地域住民と多様に関わる機会の創出により、坂井市とのつながりを築き、人の流れを作ることにより、若い世代を中心としたIターン・Jターン人口の増加を図ります。

転入増加を図るとともに、転出の抑制にも取り組み、大幅な転出超過状態から転入・転出の均衡がとれた状態への転換を目指します。

#### 【講ずべき施策に関する基本方向】

- I・Jターン希望者が移住を検討する初期段階から坂井市が移住先の候補となるよう、多様なメディアを活用し、坂井市の強みを積極的にアピールします。
- 移住希望者に対し、仕事や住まい、子育て支援など様々な情報提供等を通じ、支援を行います。
- 海・川・山の豊かな自然や歴史的町並み等の地域資源を活用した体験型観光など市内外から人々を引きつける坂井市の魅力の発掘・発信を進め、交流人口を拡大します。

### 基本目標3

#### 結婚・出産・子育ての希望がかない、夢が描ける坂井市をつくる

##### 【目標】

結婚・出産・子育てを希望する若い世代が躊躇せず前へ踏み出し、その望みをかなえることができるように、結婚や子育て支援体制の充実、仕事と子育ての両立に向けた取り組みなど、一貫した切れ目のない支援を行うとともに、地域や職場など社会全体として様々な障壁の解消や負担の軽減を図る取り組みを推進します。また、次世代に結婚・出産・子育ての感動を伝え、男女共同参画の実現を図るなど、希望を大きく育む社会の実現を図ります。

##### 【講ずべき施策に関する基本方向】

- 結婚や子育てに対する意欲を高めるため、男女ともに結婚や育児、家事等への理解を深める取り組みを推進します。
- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や支援を進めます。
- 子育て世帯への様々な支援、環境整備を進めます。
- 行政と企業が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

### 基本目標4

#### 新しい時代の流れを力にし、ひとが集い安心して暮らすことができる魅力的な坂井市をつくる

##### 【目標】

高速交通体系の整備や進展するICT（※2）技術の活用による便利で質の高い暮らしのための機能充実を図るとともに、九頭竜川を軸に東西に長い市域内に多様な歴史や産業などそれぞれに特色ある地域相互のネットワークによる連絡・連携の強化を進め、高齢者や子育て世代等、誰もが健康で安心して暮らせる快適な生活環境を実現します。また、急速な高齢化に対応し、人々が地域において生涯現役の社会づくりを促進するとともに、地域における交通安全の確保や防災・減災の取り組みを推進します。

将来世代の維持管理の負担を強く意識しながら、必要な公共投資を厳選して行うとともに、ICT技術の活用などにより効率化を実現します。

##### 【講ずべき施策に関する基本方向】

- 市民が支え合う地域福祉活動や防災・防犯活動を支援し、安全で安心なまちづくりのための体制や施設・設備の充実に取り組みます。
- いつまでも社会に貢献し、健やかに暮らせる希望に満ちた高齢社会の実現をめざします。
- ICTやビジネス手法の活用、市域を超えた広域連携により、効率的な公共サービス、公共施設の維持管理を進めます。

### 3 施策展開への基本方針

---

#### 1. まち・ひと・しごとの5原則を踏まえた施策展開

- ①自立性 多様な主体が共生し、創意工夫と連携・協働により、各々が自立し活躍できる施策に取り組む。
- ②将来性 持続可能な社会を創生することを目指した仕組みづくり。
- ③地域性 坂井市の実態に即した施策に取り組む。
- ④直接性 限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、人口減少問題に直接的に対処する施策を集中的に実施する。
- ⑤結果重視 数値目標・重要業績評価指標 K P I (Key Performance Indicator)の設定と検証

#### 2. PDCAサイクルの「見える化」と地域間の連携推進

##### (1) 進捗管理

総合戦略では、政策分野ごとに数値目標を設定します。また、各政策分野の下に盛り込む具体的な施策にK P Iを設定し、計画の進捗管理を徹底します。実施施策や事業については、その効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するP D C Aサイクルを確立します。

##### (2) 取り組み体制

###### ○坂井市総合戦略推進会議

議会、学識経験者、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディア及び市民団体等の外部有識者の参画により幅広い視点から検証します。

##### (3) 地域間・地域内の連携推進

###### ○国及び福井県の地域連携施策を活用

###### ○ふくい嶺北連携中枢都市圏をはじめとする近隣自治体との広域連携

###### ○首都圏自治体や地方都市自治体との広域連携

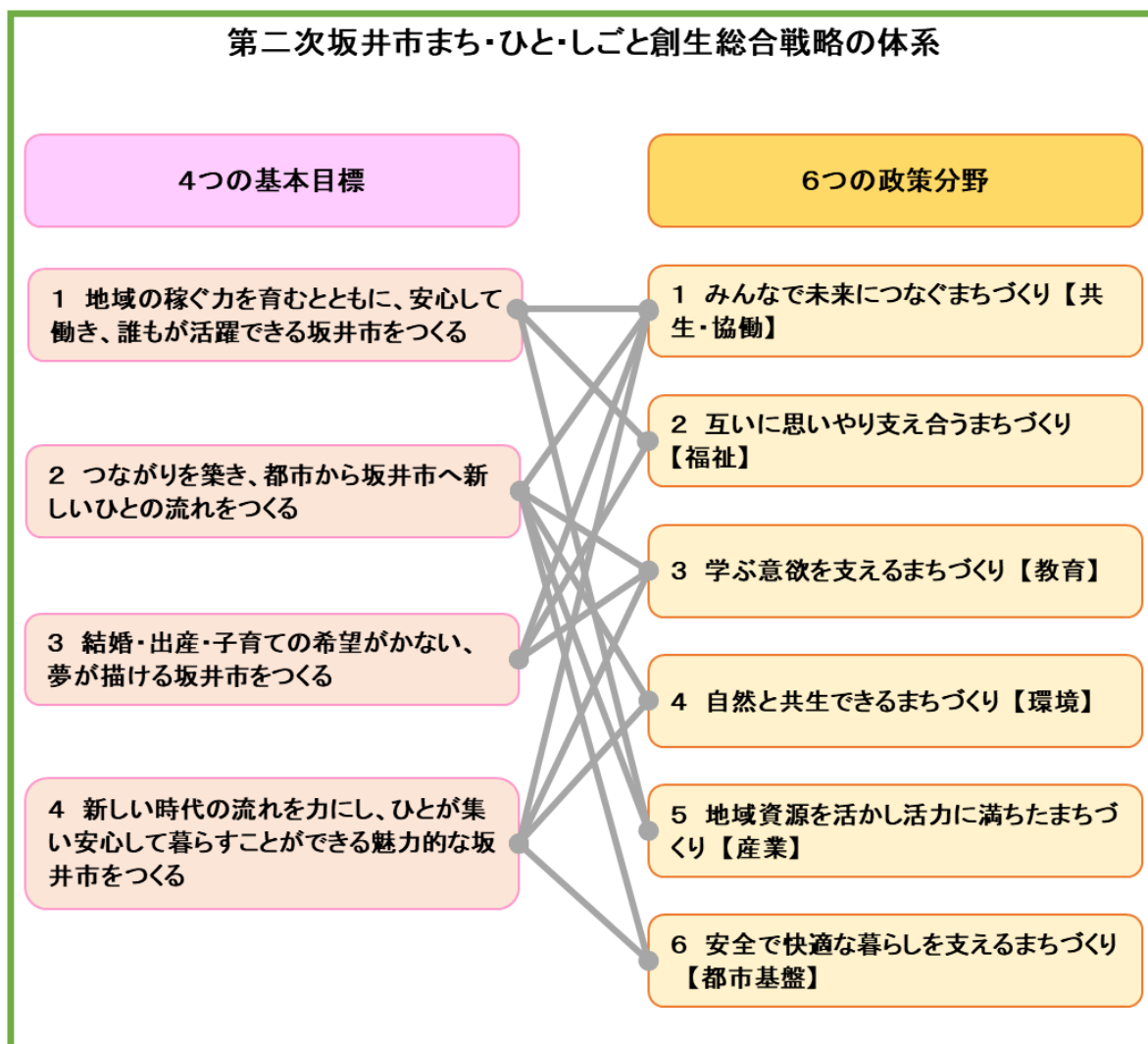
###### ○全国自治体との政策間連携

###### ○地域の団体やまちづくり協議会など様々な主体との連携・協働

## 4 総合戦略の体系

<第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系>

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、以下のとおり、4つの基本目標の達成に取り組みます。また、実施にあたっては、総合計画における6つの施策分野ごとに具体的な施策を定めます。



## 5 具体的な施策における重点事業について

<重点事業>

市として地方創生に向け、今後5年間で特に力を入れて推進する事業を「重点事業」に位置付けます。(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、人口減少対策や住みよい環境の実現など、将来にわたって活力ある地域社会の形成を目指す取り組みが該当します。)

### Ⅲ 具体的な施策

#### 第1章 みんなで未来につなぐまちづくり

数値目標	現状値	目標値
社会動態増減数	社会減 121人 (過去5年間平均)	社会減 5人 (計画期間内平均)
坂井市へのU・Iターン数	Uターン 35人 Iターン 16人 (平成30年度)	Uターン 70人 Iターン 30人 (令和6年度)

##### 1-1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
「イクボス宣言企業」事業所数	58企業 (平成30年度)	80企業 (令和6年度末)
「イクボス宣言企業」 男性の育休取得事業所数	-	15企業 (計画期間内)
女性活躍推進講座等参加人数	20人 (令和元年度)	200人 (計画期間内)

##### (1) 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進

- 市民一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会づくりを目指します。
- さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、啓発活動や教育を行うとともに、国や県、関係自治体、団体などとの緊密な連携・協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。
- DVやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力の防止と被害者の状況に応じた支援を行うため、相談体制の充実や、庁内における連携体制の構築に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	SDGs推進事業	SDGs (持続可能な開発目標) (※3) の達成に向け、“誰一人取り残さない” 地域社会の実現を目指し、庁内の意識醸成を図るとともに、市民や企業等への普及・啓発に取り組みます。	◎
2	人権擁護委員活動事業	市内の小学生を対象とした啓発運動である人権の花事業を実施することで、人権尊重思想の普及高揚を図ります。	
3	子ども相談事業	子ども家庭総合支援拠点に子ども家庭支援員、家庭相談員、虐待対応専門員を配置し、妊婦、子どもおよびその家庭まで切れ目のない支援を行います。また、女性相談員も配置し、支援にあたっては各関	◎

	係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援に取り組みます。	
--	-------------------------------	--

## (2) あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ（多様性の尊重）の推進

- 社会情勢や市民意識の変化に対応するため、「坂井市男女共同参画推進計画」を改定し、男女が個性や能力を十分に発揮できるとともに、多様性と活気にあふれた社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- 男女が家事・育児・介護などをともに担う社会の実現に向けて、地域や学校などでの啓発と普及に努めます。
- 男女共同参画の活動拠点の充実を図り、市民団体等に対する包括的な取り組みの推進と活動への支援を行います。
- 職場や地域社会など様々な分野において、女性参画の拡大やダイバーシティの実現に向けた取り組みを推進します。
- 行政、民間が連携して、働き方改革の機運を醸成するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進する企業の拡大に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	男女共同参画推進事業	男女が性別に関わりなくあらゆる分野で個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画に関する講座や研修会の開催、地域での推進啓発活動に取り組むことで市民への意識の醸成を図ります。	
2	イクボス推進事業	市内企業に対し、仕事と生活の両立を考え、個人の人生の幸せと企業の業績アップを目指す上司（イクボス）の推進・普及を図り、働き方改革や女性の活躍を推進します。	◎
3	男性の家事・育児参画促進事業	男性が家事・育児に関わるきっかけ作りや実践的な知識や技術を学ぶ場を提供し、男女が協力して家庭生活を支える意識の醸成を図ります。	◎
4	女性活躍推進事業	市内で働く女性のキャリアアップや様々な分野で輝く女性の支援に取り組むことにより、あらゆる分野において女性が活躍する場の拡大を図ります。	◎

## 1-2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
まちづくりカレッジ修了者数	23人 (平成30年度現在)	60人 (計画期間内)

### (1) 地域の特性を活かした協働のまちづくりの推進

- 暮らしやすさと地域の活性化を目指し、市民と行政が役割を分担して連携・協力しながら、それぞれの地域特性を活かし、自立した持続可能な地域づくりを推進します。
- 行政、民間、教育機関が連携して、市民の自主性・自立性を尊重した活動への支援と、市民誰もが参画できるまちづくり体制を推進します。
- NPO法人やボランティア団体等と協力して、地域を担う幅広い年代の人材発掘・育成を推進するとともに、多様な活躍の機会を創出し地域活性化を図ります。
- まちづくり協議会と自治会が連携し、地域の課題について住民が主体的に対策を考え、実践できるよう、コミュニティセンターを中心としたまちづくりを推進します。
- コミュニティセンターは、人と人が交流し、つながりを深める場として、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える快適な空間の創出に努めます。
- コミュニティセンターで行う講座については、地域づくりと社会教育を一体的に推進するため、地域性、課題性、教養性、外部連携を意識した企画運営を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	協働のまちづくり事業 (地域を担う人材発掘・育成の推進)	まちづくりカレッジ、まちづくりスクールなどを通して、ローカルSDGsを目標とした自立的で持続可能な地域づくりを担うまちづくりリーダーの育成をすすめる、地域コミュニティにおける様々な課題に対し、知恵と工夫をもって対応ができる能力や行動力を高めていきます。	◎
2	協働のまちづくり事業 (地縁型コミュニティの強化)	まちづくり協議会と自治会が連携し、地域の課題について、地域住民が主体的に対策を考え、実践できるよう地域コミュニティの強化を推進します。	◎
3	協働のまちづくり事業 (地域の実状に応じた課題解決型のまちづくりの推進)	多様化、複雑化する地域課題に住民自らが目を向け、地域の実状に応じて主体的に対策を考え実践できるよう、集落単位の基礎資料(集落カルテ)の作成や、それを基にした持続可能な地域づくりプランを考えるワークショップを開催します。また、住民が感じる地域の課題や不安に丁寧に寄り添い、解決に向けた意見交換(相談事業)を実施します。さらに、課題解決型まちづくりの観点から、幸福実感を測る独自の指標を使ったワークショップの開催や、住民主体の地域活動を応援するための助成制度の運用を通し、一人一人が幸せを実感しながら住み慣れた地域で暮らし続けられるWell-beingな地域を創造します。	◎

4	コミュニティセンター維持管理事業	コミュニティセンター改修等が完了し、今後は地域コミュニティの拠点に相応しい機能を有し、市民が利用しやすく、学び・交流する施設として維持管理を行います。	
5	丸岡古城まつり事業	実行委員会が主体となり運営することで、市民相互の親睦と交流、地域の絆が深まるよう支援していきます。	
6	はるえイッチョライでんすけ祭り事業	実行委員会が主体となり運営することで、市民相互の親睦と交流、地域の絆が深まるよう支援していきます。	
7	さかい夏まつり事業	実行委員会が主体となり運営することで、市民相互の親睦と交流、地域の絆が深まるよう支援していきます。	

## (2) 広報広聴など市民との対話の充実

- 市民の市政への理解が深まるよう、広報紙・ホームページ・行政チャンネルなど、それぞれの特性を活かした、見やすく分かりやすい情報発信に努めます。
- 市民と意見交換を行う市政懇談会の開催、行政相談委員による市民からの相談への対応、ホームページによる各種問い合わせへの対応などを行い、併せて社会的少数者などの意見にも傾聴し、地域課題の迅速かつ積極的な把握に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	広報さかい発行事業	情報発信手法の時代のニーズや、各種団体や市民のまちづくり活動などに応じた市民のニーズを的確に捉えながら、市民が親しみやすく、実際に手に取って行政情報を取得してもらえらる媒体となるよう、市民目線での広報紙づくりに努めていきます。	
2	ホームページ運営事業	ホームページを活用した情報発信の強化と閲覧者の利便性の向上に努めます。併せて、ホームページ内にある所管部署へ直接問合せなどができる機能を有効に活用し、市民の意見や要望等に速やかに対応していきます。また、時代のニーズに合わせ、ホームページと連携したモバイルアプリケーションなどの導入も検討します。	
3	行政チャンネル運営事業	市民に身近な出来事やイベント、子どもたち、地域資源等を番組で取り上げることにより、行政チャンネルが市民の様々な活動や取り組みの情報を視聴できる媒体であることの認知度を高めながら、行政情報も取得できる媒体として市民への定着を図っていきます。	
4	広報広聴事業	市政懇談会の開催や行政相談委員の活動を通じた市民からの相談への対応などの広聴事業により、市域に散在する課題の把握と所管部署への情報提供を、迅速に行います。また、全ての市民が暮らし	



		やすいまちとなるよう、これらの機会等で寄せられる社会的少数者の意見にも耳を傾けていきます。	
5	広報紙等文書配布デジタル化事業	自治会（区）への加入・未加入を問わず、すべての市民に対して広報等の行政情報を届けます。	◎

### 1-3 国際・都市間交流の推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
地域ブランド調査 魅力度順位 (ブランド総合研究所)	872 位 (平成 30 年度)	500 位以内 (令和 6 年度)

#### (1) 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成

- 英国カーディフ市等との国際交流を一層推進し、グローバルな視野をもつ国際的な人材育成と地域の国際化を進めます。
- 地元企業との連携に加え、これまで構築したネットワークを活かし、将来、国際的な就労を希望する生徒等に対して研修等を実施します。
- 各種団体等と連携し、市民主導の国際交流を支援し、国際的な文化交流や相互理解を促進します。
- 関係機関等と連携し、外国籍の市民等の利便性向上に取り組み、同じ地域に暮らす市民として、相互理解を育み、多文化共生社会への理解を進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	国際交流・多文化共生事業	国際交流協会を設立し、市民主導の国際交流を支援し、国際的な相互理解を進めます。また、ICTを活用した窓口の多言語化を推進し、外国籍の市民の利便性向上を図ります。	◎
2	国際交流推進事業	市内の中高生を英国に派遣するとともに、英国の中高生を坂井市に招へいする相互交流を行い、ホームステイや授業参加を通して、国際力ある人材を育成します。また、国際交流理解講座を開催し、幅広い市民が坂井市から世界を見つめる機会を提供します。	◎

#### (2) 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成

- 姉妹都市（宮崎県延岡市）や連携協定都市（東京都品川区）をはじめとする他の自治体との交流を一層進め、経済の活性化や関係人口の増加など共存共栄できる関係を築くとともに、シビックプライドの醸成を図ります。
- ふくい嶺北連携中枢都市圏における周辺市町との連携を強化することにより、活力ある地域づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	品川区連携プロジェクト事業	連携協定都市である品川区と共存共栄できる関係を構築し、相互の発展に寄与する事業を展開していきます。	◎
2	姉妹都市交流事業	姉妹都市を提携している宮崎県延岡市との交流を推進するため、姉妹都市交流使節団をまつりのべ	

		おかに派遣するとともに、丸岡古城まつりに延岡市訪問使節団を招へいします。	
3	坂井・延岡ジュニア交流事業（児童による学びと文化の交流）	姉妹都市・宮崎県延岡市の児童との1年毎の派遣・招へい事業を実施し、歴史と風土を学ぶ機会を提供します。	
4	ふくい嶺北連携中枢都市圏事業	圏域の自治体と様々な分野において連携した取り組みを推進し、活力ある地域づくりを図ります。	

## 1-4 関係人口の拡大と住みよさの実感

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
高校生アンケート 坂井市への定住希望率	28.5% (平成30年度)	35% (令和6年度)
Tキャンプ参加者数	134人 (平成30年度現在)	300人 (計画期間内)
三国湊・丸岡城下町における空 き家リノベーション件数	9件 (平成30年度現在)	10件 (計画期間内)
結婚へのきっかけ創出の事業 実施数	25件 (平成30年度現在)	27件 (計画期間内)
子育て世帯(15歳未満の子が いる世帯)の転入数	190世帯 (平成30年度)	200世帯 (令和6年度)
地域ブランド調査 居注意欲度 順位(ブランド総合研究所)	843位 (平成30年度)	500位以内 (令和6年度)

### (1) 次世代の担い手育成と関係人口の拡大

- 将来の定住やUターンの促進に向けて、学校や企業等と連携し、子どもや若者のシビックプライドの醸成に取り組むとともに、学ぶ場所や働く場所の充実を図ります。
- 地域社会を支える新たな担い手の確保に向けて、市内外の若者や都市部の人材を中心に、地域住民と多様に関わる機会の創出や拡大を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	あわら坂井ふるさと創造 推進協議会事業	高校や企業等と連携して、高校生のシビックプライド醸成に向けた様々な事業を実施します。	◎
2	移住定住推進事業	坂井市に定住し就職する学生に対する奨学金返還を支援及び県外学生に対する地元企業でのインターンシップ支援を行い、移住の促進を図ります。 全国からの移住に伴う経済的負担の軽減を図るため移住支援金を交付します。また、移住検討者に対する支援を行い、あわせて施策や坂井市の住みよさをPRし、移住者を呼び込む流れをつくります。	◎
3	教育機関等誘致事業	高校卒業後に学ぶ場所を充実させるとともに地元への定住促進を図るため、大学・専門学校など教育機関の誘致について調査・研究を進めます。	◎
4	竹田Tキャンプ事業	県内外の大学生と地域住民、行政が連携した地域課題解決に向けた取り組みを通して、大学生の地域への愛着の醸成と関係人口の創出を図ります。	◎
5	地域おこし協力隊事業	地域力の維持・強化を図るため、都市部を中心とした地域外の人材を受け入れ、地域の活性化や賑わい創出に取り組みます。	
6	緑のふるさと協力隊	過疎化・少子化が進む地区に地域外の人材を受け入れ、地域住民との交流を通じた地域振興や課題解決に取り組みます。	

7	シティプロモーション事業	市民や坂井市に関わる人々に対し、シビックプライドを高め、あわせて坂井市に関わろうとする意欲を高めることで、市民同士による地域課題の解決を促進し、持続可能な自治体運営の礎を築きます。 また、都市部での坂井市ブランドの情報発信及びイメージアップを図ります。	◎
8	地方創生推進事務事業 (暮らしの学び舎づくりプロジェクト事業)	移住者を受け入れるための空き家改修を支援し、若者が地域に定住する環境を整備することで、地域の担い手不足の解消と賑わいを創出し、持続可能な地域社会の形成を目指します。	◎
9	地方創生推進事務事業 (ふるさと同窓会助成事業)	小・中学校時代の同窓会開催に対して助成を行うことで、生まれ育ったふるさとのつながりを再認識し、郷土愛を醸成するとともに定住やUターンを考える機会の場を創出します。	◎

## (2) 魅力ある地域づくりの推進

- 住みたいまちとしての坂井市の価値を高めるため、関係する団体と協働して、地域資源にさらに磨きをかけ、魅力向上を図ります。
- 誰もが暮らしやすく、住み続けたいまちの実現に向けて、地域コミュニティの充実を図ります。
- 移住者が良好な住環境を体感できるよう、空き家をはじめとした低・未利用な地域資源の活用を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	三国湊賑わい創出事業	伝統的な町家の残る三国湊地区において、民間ベースでの古民家・空き家改修を推進します。	◎
2	丸岡地区賑わい創出事業	丸岡地区の賑わいを創出するため、空き家リノベーションによる新規起業家への支援を推進します。 移住を検討する方に居住環境の高さを体感していただくため、空き家等を改修し、お試し移住が可能な拠点を整備します。	◎
3	三国湊地区活性化施設管理運営事業	北前船で栄えた湊町の歴史と文化を活かしたまちづくりに寄与する施設として、効率的な管理運営に努めます。	

## (3) 住みよさを高める環境の整備

- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出や創業支援に取り組みます。
- 結婚や子育てに関する若者への意識啓発や、男女の出会いのきっかけとなる場を創出します。
- 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行うとともに、地域や関係機関との連携の強化や経済的な負担軽減等を図り、新しい家族を持つことに希望のもてる地域の実現を

目指します。

- 子育て世代がやりがいをもって生き生きと働くことができるよう、仕事と家庭が両立できる労働環境づくりを支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	赤ちゃん抱っこ体験学習事業	中学生に乳児との触れ合いを通して、男女が共に家事・育児に参画する意識の醸成を図るとともに、将来、結婚して子どもを産み育てることの大切さに気付くきっかけを作ります。	◎
2	結婚サポート事業	未婚率の上昇・晩婚化が進む中、結婚に対する意識啓発や独身男女に出会いの場を提供するとともに、各関係機関と連携し、市の魅力のPRしながら「結婚するなら坂井市」の定着を図り、定住促進につなげます。	◎
3	イクボス推進事業(再掲)	市内企業に対し、仕事と生活の両立を考え、個人の人生の幸せと企業の業績アップを目指す上司(イクボス)の推進・普及を図り、働き方改革や女性の活躍を推進します。	
4	利用者支援事業	子育て世代包括支援センターにおいて、子どものいる保護者に対する保育・保健・教育等の子育て支援情報の提供や相談助言、子ども家庭総合支援拠点等の関係機関との連携を行い、効果的な支援ができる体制を維持します。	◎

#### (4) 坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信

- 首都圏等へ恒常的に「住みよいまち坂井市」の魅力を情報発信できる体制づくりに努めるとともに、市外からも選ばれるまちを目指し、シティセールスの強化に取り組みます。
- SNSや出向宣伝など様々な手段を活用し、市内外へ本市の魅力を発信することで、知名度向上と交流人口や定住人口の増加を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	シティプロモーション事業(再掲)	市民や坂井市に関わる人々に対し、シビックプライドを高め、あわせて坂井市に関わろうとする意欲を高めることで、市民同士による地域課題の解決を促進し、持続可能な自治体運営の礎を築きます。 また、都市部での坂井市ブランドの情報発信及びイメージアップを図ります。	◎
2	音楽フェス交流事業	音楽フェスを通じて、坂井市の魅力を発信するとともに関係人口の創出を図り、認知度を押し上げます。	◎
3	アンテナショップ運営事業	品川区の戸越銀座商店街に情報発信の拠点となるアンテナショップを設置し、特産品の販売やイー	◎

		トインでの実食、コンシェルジュによる対応を通じて、坂井市の魅力を伝え、認知度の向上や、交流人口の増加を図ります。	
--	--	--	--

## 1-5 効率的な行財政運営の推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
RPAにより、事務作業が削減された時間	80時間 (平成30年度現在)	2,500時間 (計画期間内)

### (1) 効率的な組織体制・人員配置の構築

- 定員適正化計画に基づき、職員の適正な人員配置などに取り組みます。
- 人事評価制度の適切な運用により更なる職員の意識・意欲の高揚を図ります。
- 研修や自主研究を通じて職員のスキルアップに努めます。
- 職員数の削減を見込むなか、ICT・AI技術の活用を適正に進め、事務作業の効率化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	職員人事・給与事業	定員適正化計画に基づき、適正な職員人員配置を行います。また、人事評価制度の適切な運用により、更なる職員の意識・意欲の高揚を図っていきます。	
2	職員研修事業	必要な知識や技能等を習得させると共に、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、庁内研修や派遣研修を行い、職員の資質向上を図っていきます。	
3	RPA活用促進事業	職員の事務負担軽減を図るため、RPAやAIなどのICTを活用し、事務作業の省力化を計画的に進めます。	◎

### (2) 安定した財源確保と持続可能な財政運営

- 行政評価・政策評価システムを継続的に運用し、評価結果を施策、予算などに反映します。
- 税の申告から納税までの一連の手順を電子化することや新たな納付チャネルの導入を図ります。
- 寄附金等の新たな財源の確保を図り、持続可能な財政運営に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	財政管理事務事業	健全な財政運営を維持するため、予算編成時には、国県等の特定財源の掘り起こしによる財源確保、並びに新規事業は既存事業の廃止や縮小を前提とするなど、事業の見直し・整理統合に努めます。	
2	行政改革推進事業	少子・高齢社会や人口減少社会においても、持続可能な行財政運営の実現と効率的で質の高い行政サービスが提供できるよう引続き「行政改革実施計画」を策定し、継続した行財政改革の取組を進めま	



		す。	
3	寄附市民参画事業	地元事業者の育成に主眼を置き、充実した返礼品の提供を推進するとともに、寄附金を活用した市民提案事業を推進します。	◎
4	財産管理事務事業	未利用資産の有効活用や売却を積極的に進めます。	
5	公用車管理事業	公用車について、経年に伴う費用と車両購入に伴う費用のバランスを図りながら計画的に適正台数を維持していきます。また、環境への配慮と災害時に電源としても活用できる電気自動車等の導入を進めます。	
6	工事検査事務事業	市が発注した目的物が契約内容及び設計図書どおりに施行され、適合されたものであるかを段階検査及び完成検査により確認します。	
7	賦課事務事業	公正で公平な課税事務を進め、電子化による税申告など効率的事務を推進します。	
8	徴収事務事業	口座振替のほかクレジットカードや電子マネーによる納付チャネルを活用することで徴収率向上を目指します。また、税外債権について迅速な債権管理を行えるよう進めます。	
9	監査委員事務局事業	内部統制やリスク・アプローチなどの考え方を含んだ監査基準によって、より分かりやすく充実した監査業務の構築に取り組みます。	

### (3) 公共施設の適正なマネジメント

- 中長期的な維持管理・更新等に係るコストを見直し、適正な施設運営を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	行政改革推進事業（公共施設マネジメントの推進）	公共施設個別施設計画を定期的に見直していくことで、個別施設ごとの中長期的な維持更新コストの見通しの精度向上を図ります。	
2	庁舎管理事務事業	本庁舎整備後も引き続き、光熱水費の削減を図るため、デマンド監視によるピーク電力使用を抑え電気料の削減を図ります。	
3	営繕事務事業	公共施設に関する建築工事や業務委託の設計、監理業務を行います。	

## 第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

数値目標	現状値	目標値
出生数	684人 (過去5年間平均)	720人 (計画期間内平均)
健康寿命	男性 79.70歳 女性 84.03歳 (平成30年度)	男性 81歳 女性 85歳 (令和6年度)

### 2-1 地域福祉の充実

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
地域力強化支援地区 (旧:地域力強化推進事業実施地区)	累計1地区 (平成30年度)	累計20地区 (計画期間内)

#### (1) 安心して暮らせる地域共生社会づくりの推進

- 福祉教育の強化を図り、子どもから高齢者、障がいのある人など多種多様な主体の参加と連携による支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 単身高齢者、ひきこもりなどの社会的孤立や虐待など、支援を必要とする人に気づき、支える仕組みづくりに取り組みます。
- 子どもや高齢者、障がいのある人など支援を必要とする人に対し、自然災害など緊急時に地域で支え合う体制づくりの強化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	社会福祉協議会運営補助事業	市総合計画や第3次坂井市福祉保健総合計画の策定及び地域福祉課題の解決に向け、地域福祉活動計画の立案や連携を図り、計画に合わせた事業展開を実施していきます。	
2	更生保護事業	地域の中で再犯防止や立ち直りに向けた様々な取り組みを保護司会と連携していきます。	
3	避難行動要支援者名簿事業	災害時または普段の生活において近隣住民の互助による支援体制を確立し、要支援者が安心して暮らすことができる地域づくりを目的に発災時において当該制度が有効に運用されるよう周知・訓練への活用を推進します。	◎
4	個別避難計画作成事業 (障がい)	災害時に自ら避難することが困難な在宅の障がい者が、地域でそれぞれの障がい特性に合った支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	
5	個別避難計画作成事業 (高齢)	災害時に自ら避難することが困難な在宅の高齢者が、地域での支援を受けながら避難ができるよ	

	う、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	
--	-------------------------------------	--

## (2) 地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実

- 高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化をはじめ、安全で快適なまちづくりを推進します。
- 地域の中で支える側となる担い手の人材確保と育成を図ります。
- 保健・医療・福祉の連携により、課題を抱えた住民に包括的に対応できる相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 社会参画を促すため様々な情報発信や交流活動を推進し、自助・互助により課題解決に取り組める地域内での関係構築の強化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域共生のまちづくり事業	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを目的に市民が主体的に自分たちの地域課題を把握し、課題解決を試みることができる体制の構築を行います。また、社会福祉法人の地域における公益的な活動を促進します。	◎
2	丸岡総合福祉保健施設管理運営事業	リニューアルオープンを契機とし、温泉利用をはじめ幅広い年齢層や様々なニーズに対応できる運動マシンや健康プログラムで市民の健康づくりを後押しします。安全管理、危機管理体制を確立し施設の維持管理を適切に行っていきます。	

## (3) 多機関の協働による包括的支援体制の構築

- 「8050問題」や「ダブルケア問題」をはじめ複合化・複雑化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、各制度の相談支援機関の連携による包括的・総合的な相談支援体制を構築します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	重層的支援体制整備事業	高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等の属性ごとに区切られた従来の支援体制では対応が困難であった複合課題や狭間のニーズにも対応できるよう、改正社会福祉法に基づき創設された「重層的支援体制整備事業」に取り組むことで、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりと包括的な相談支援体制の整備を一体的に進めます。	◎

## 2-2 児童福祉の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
保育園待機児童ゼロの維持	待機児童ゼロ (平成30年度)	待機児童ゼロ (令和6年度)
放課後児童クラブ待機児童ゼロの維持	待機児童ゼロ (平成30年度)	待機児童ゼロ (令和6年度)
子育て支援アプリ利用率 (登録されている0～5歳児の割合)	-	50% (令和6年度末)

### (1) 幼児教育及び保育環境の充実

- 豊かな心と体を育むため、遊びや体験を通じた質の高い就学前教育・保育に取り組みます。
- 子どもの育ちと学びの連続性を確保するため、保育園、幼稚園、認定こども園が小学校と連携し、円滑な移行に取り組みます。
- 幼児教育において育みたい資質・能力を育てることができるよう保育教諭や保育士の確保と育成に努めます。
- 保育施設等を長期間快適に使用できるよう維持・改修に取り組むとともに、多様化するニーズに対応した保育環境の確保に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	子ども・子育て支援運営事業	第2期坂井市子ども子育て支援事業計画で教育・保育・地域子育て支援事業の見込み量と確保の方策を的確に設定し、策定後の5年間に様々な子ども子育て支援事業を実施し、それぞれの事業の点検評価を毎年行い、検証します。	
2	保育園等施設管理運営事業	教育・保育に関する様々な研修を通じて質の向上に努め、ICTによる業務の効率化により、保育士が時間と心の「ゆとり」を持ち、いつでも園児に愛情を注ぐことができる環境づくりを進めます。	◎
3	幼保園等施設管理事業	保育士等の園ごとの基準配置や気がかりな園児への加配、施設を適正に維持管理しながら、安全で安心な教育・保育を実施します。	
4	保育カウンセラー事業	研修会の開催や定期的な園訪問、関係機関と連携しながら、障がいや気がかりな園児の保育体制の充実を図ります。	
5	幼保園等運営事業	各幼保園等の運営維持に努め、保育を必要とする園児の健やかな成長と保護者の子育てを支援します。	
6	幼保園等施設整備事業	保育施設等で充実した教育・保育を実施するために、必要となる維持・改修などを継続的に取り組み、保育環境の充実に努めます。	

7	広域入所児童保育業務委託事業	保護者の様々な就労状況等を支援する事業として、実施します。	
8	私立保育所保育業務委託事業	保護者の様々な就労状況等を支援する事業として、実施します。	
9	私立保育所運営支援事業	私立保育園が継続して安定した教育・保育が実施できるように、保育園の運営費を補助します。	
10	私立保育所施設整備補助事業	施設の老朽化対策や増改築など、教育・保育環境を充実するための整備等に対し、国の制度を活用して補助します。	
11	私立保育所特別保育補助事業	保護者の様々なニーズに対して、より充実した教育・保育を提供するために、私立保育園への必要な補助を行います。	
12	施設型給付費負担金	私立認定こども園が継続して安定した教育・保育が実施できるように、こども園の運営に必要な施設型給付費を支援します。	
13	保育士確保対策事業	保育士バンクについて、市内外へ情報発信し、保育士などの経験のある方や資格を有して保育現場で働いていない方への就職の斡旋など、人材の確保に努めます。また、保育士資格の取得にかかる費用など、保育士の確保に向けた新たな施策を検討します。	
14	幼児教育・保育無償化事業	3～5歳児のうち、低所得者世帯と第3子以降の子について給食費を補助します。また、保育所、認定こども園、幼稚園や認可外保育施設等を利用する非課税世帯の0～2歳児と3～5歳児の利用料を無料にし、子育て支援の充実を図ります。	
15	地域型保育給付費負担金	地域型保育施設（小規模保育施設等）に必要な地域型保育給付費を支給することにより、安定した運営と保育の充実を図ります。	
16	障害児通所支援事業	保護者と保育園や児童クラブや小学校、母子保健担当との連携に務め、サービス利用に関する情報提供や支援の充実を努めます。	

## （2）安心できる子育て支援の充実

- 保育ニーズに応じた事業を継続するとともに、サービスの更なる充実に取り組みます。
- 特別な支援が必要な子どもに対して、個々に対応したきめ細かな支援に取り組みます。
- 放課後児童クラブ利用の需要が増加するなか、子どもたちが安心して過ごせる場所となるように、指導員の資質向上と施設環境の充実を努めます。
- 子どもの安全確保のための啓発活動や見守り活動など、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	放課後児童対策事業	放課後児童クラブの質の向上を図り、児童が安全で安心して楽しく過ごせるクラブの運営を実施します。	◎
2	すみずみ子育て支援委託事業	保護者が家庭で一時的に養育できない方を対象に、一時預かりを実施します。また、母親の負担軽減を図るために家事支援などのサービスを提供することで子育て家庭の支援を行います。	
3	地域子育て支援拠点委託事業	在宅で子育てする親が気軽に集まり相互に交流したり、講習会等を実施する場を週3回以上常設することによって、保護者からの相談対応や子育てを支援します。	
4	子育てマイスター地域活動推進事業	子育ての相談、育児指導に県が認定・登録した子育てマイスターを活用することにより、地域において子育てを支援します。	
5	子育て支援センター事業	利用者のニーズに沿った講座の開催や魅力ある活動計画により、子育て世代の交流や子育ての相談により、育児不安の解消に努めます。	
6	子育て短期支援委託事業	家庭内での養育が一時的に困難となった場合に、ショートステイなど一時的に施設で預かるサービスを提供します。	
7	病児・病後児保育委託事業	保護者が安心して子どもを預けて就労等できるように、病児・病後児保育事業を実施します。	
8	児童小遊園地遊具整備事業	区からの申請に対して、子どもの遊び場として必要となる遊具の設置に補助します。	
9	助産施設措置事業	母子保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院・助産を受けることのできない妊産婦が安全に出産できる環境を提供します。	
10	児童館管理運営事業	老朽化が進んでいる施設は地元と協議しながら、地域での集約化による再編を検討します。	
11	子どもの遊び場整備事業	天候に関わらず子どもの遊び場として利用できる空間を確保し、子どもの心身の健やかな成長に配慮した遊具等を設置した遊び場を整備します。	◎

### (3) 子育て相談及び支援体制の充実

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするために、子育て世代包括支援センターの体制を強化し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携した支援を推進します。
- 児童虐待の防止のために関係機関との情報共有や連携強化を図り、相談体制の充実や早期発見、早期対応に取り組みます。
- 子どもが安心して医療を受けることができる環境の実現に向け、子育て世代の医療費負

担緩和に取り組みます。

- 特有の課題を抱える子どもを含め、様々な子どもたちに対する地域における居場所づくりを支援し、交流拠点の充実に取り組みます。
- 子どもの貧困に対する実態を把握し、関係機関と連携しながら、経済的支援や就労支援、教育支援、生活支援など、子どもの貧困対策に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	利用者支援事業 (再掲)	子育て世代包括支援センターにおいて、子どものいる保護者に対する保育・保健・教育等の子育て支援情報の提供や相談助言、子ども家庭総合支援拠点等の関係機関との連携を行い、効果的な支援ができる体制を維持します。	◎
2	多子世帯子育て支援事業	第2子以降の未就学児のいる多子世帯を対象に子育てすくすく商品券を支給することで、経済的負担の軽減を図ります。また、0歳から2歳児がいる子育て世帯の経済的支援の充実を検討します。	◎
3	子ども医療費助成事業	少子化対策として、高校3年生までの医療費(保険診療分)の自己負担分を窓口で支払いすることなく受診できる窓口無料化を実施することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	
4	児童手当支給事業	中学3年生までの子どもを養育している保護者に児童手当を支給します。	
5	児童扶養手当支給事業	18歳年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の親、または父母の代わりにその子どもを養育している方に手当を支給します。	
6	子ども相談事業 (再掲)	子ども家庭総合支援拠点に子ども家庭支援員、家庭相談員、虐待対応専門員を配置し、妊婦、子どもおよびその家庭まで切れ目のない支援を行います。また、女性相談員も配置し、支援にあたっては各関係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援に取り組みます。	◎
7	母子・父子相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱える様々な相談に対応し、必要な支援を行います。	
8	ひとり親家庭レクリエーション事業	ひとり親家庭の親子やその親同士の交流をレクリエーションを通じて行います。	
9	ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	病児・病後児保育施設・児童クラブを利用したひとり親家庭に対して利用料の助成やひとり親世帯における支援の充実を図ります。	
10	母子家庭等自立支援給付事業	生活安定のために資格の取得を目指しているひとり親に対して、修業期間中の生活費の援助として給付金を支給します。	
11	母子生活支援施設措置事業	自立困難な母子世帯を入所させて保護することで、自立に向けての生活を支援することにより、監	

		護が必要な児童の福祉向上を図ります。	
12	ひとり親家庭等医療費助成事業	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の親と子どもの医療費について、医療費の一部負担金分を助成します。	
13	ひとり親家庭等日常生活支援事業	疾病等の事由により一時的な生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣して、日常生活の安定を支援します。	
14	障害児通所支援事業（再掲）	保護者と保育園や児童クラブや小学校、母子保健担当との連携に務め、サービス利用に関する情報提供や支援の充実に努めます。	
15	ひとり親家庭児童学習支援事業	市内2か所において学習会を開催し、学習支援や居場所づくりに取り組みます。	
16	養育医療給費事業	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を支給します。	
17	交通遺児救済金事業	基金を活用することで交通遺児の就学の安定を支援します。	
18	交通遺児救済基金	交通遺児に対し、基金を有効に活用します。	
19	<b>新規</b> ひとり親家庭習い事支援事業	ひとり親家庭の子どもの習い事にかかる経済的負担を軽減するとともに、子どもの成長を支援します。	◎



## 2-3 高齢者福祉の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
通いの場実施地区	18 地区 (平成 30 年度)	41 地区 (令和 6 年度)
認知症サポーター養成講座受講人数	5,421 人 (平成 30 年度時点)	10,000 人 (令和 6 年度末)

### (1) 身近で取り組みやすい介護予防の充実

- 介護予防に取り組む意識づけと行動につながるように、事業内容の充実と普及啓発を進めます。
- 高齢者が身近な場所で継続的に運動機能向上や認知症予防に取り組めるよう環境を整備します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	フレイル予防事業	市民のフレイル(※4)に関する理解を高めるとともに、フレイル予防への取り組みを促進していきます。	◎
2	通いの場事業	高齢者が容易に通える場を利用して、住民主体の介護予防に資する活動の拡大を目指すとともに地域の中で見守り活動を円滑に進められるよう、通いの場の充実に努めていきます。	◎
3	地域介護予防活動事業	NPO 法人等が実施する通所の介護予防活動に対して、効果的かつ効率的な支援を実施します。	
4	音楽・体操いきいき教室事業	生活総合機能改善機器における音楽や体操を通して、地域の高齢者の運動機能の維持向上、生活機能の向上を目指し、介護予防の場として教室内容の充実を図ります。	
5	生活・介護支援サポーター事業	定期的に高齢者宅に訪問し、話し相手や安否確認、環境整備等の支援を行い、住み慣れた家や地域での生活維持につなげ、サポーター自身の介護予防につながるような事業を行います。	
6	介護予防啓発事業	介護予防教室や介護予防栄養教室について広く周知をし、介護予防に関する普及啓発を図ります。	
7	通所型サービス事業	要支援者・事業対象者の方を対象に短期集中的にトレーニングを行うことで、生活機能の向上を目指し、家庭や社会参加への意欲向上を図ります。	
8	認知症予防対策事業	MC I スクリーニング検査で早期に軽度認知障害(MC I)の兆候を発見するとともに、適切な対処・予防を実施することで認知症の早期治療及び予防を図る。	

## (2) 多様な主体との連携による包括的支援体制の充実

- 地域包括支援センターを拠点に、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域や関係機関等と連携し、課題解決に向けた取り組みや多職種で支える体制づくりを進め在宅ケアを推進します。
- 高齢者への虐待防止や権利擁護の取り組みと成年後見制度の普及啓発を進めます。
- 認知症に関する知識の普及啓発と地域全体で支える見守りネットワークの構築を進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	在宅医療介護連携事業	医療と介護の連携、顔の見える関係づくりをすすめていく中で、課題解決に向けた協議を医師会、介護保険事業者等と協議していく必要があります。	
2	地域包括支援センター運営事業	高齢者の自立した日常生活を支援するために、地域包括支援センターの充実と機能強化を図ります。	
3	権利擁護事業	高齢者虐待の防止や早期発見、成年後見制度の相談、手続き支援を行います。今後も多くの相談を受けられるよう、相談窓口の周知と多様化する課題に対応できるよう連携ネットワークの構築を図っていきます。	
4	認知症施策推進事業	認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に努めます。早期発見し適切な治療につながるよう、認知症検診の継続や認知症の普及啓発を行います。	◎
5	認知症サポーター養成事業	認知症への理解を深めるために、広く市民や企業・団体等に開催を呼びかけ、周知を図っていきます。	◎
6	高齢者等 SOS ネットワーク事業	認知症によりひとり歩きのおそれがある者の特徴や写真を事前に市に登録することで、緊急時、関係機関に速やかな情報の提供を行い、早期発見・保護につなげていきます。	
7	地域ケア推進会議事業	地域包括ケアシステムの構築と実施のために、日常生活圏域ごとの地域ケア会議にて抽出された地域の課題等から市の政策形成につなげていく地域ケア推進会議を実施していきます。	
8	すこやか介護用品支給事業	在宅で生活する高齢者に対し、紙おむつを支給することにより、清潔の保持、家族の身体的かつ経済的負担の軽減を図ります。	
9	緊急通報装置設置事業	一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するには、身体に何か異変などがあった場合に、すぐに駆け付けられる体制が必要なため今後も継続していきます。	
10	高齢者権利擁護宿泊事業	関係機関と連携を密にして、虐待等緊急を要する高齢者を一時的に宿泊させ、虐待の防止や体調調整を図り、適切に支援していきます。	

11	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者の自立支援・重症化防止を図るため、介護支援専門員やサービス事業所に対し、リハビリ等専門職の助言を受けながら支援する側の支援能力の向上を図ります。	
12	住まい環境整備支援事業	介護保険対象外の住宅改修工事に対し、バリアフリー化等の工事に対し助成し、在宅での生活を支援していきます。	
13	地域ぐるみ高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業	屋根雪下ろしが困難な高齢者等の住宅の屋根雪下ろし作業を実施した際に、除雪に要する経費を助成し在宅での生活を支援していきます。	
14	在宅介護ほっとひといき支援事業	高齢者が在宅で安心して生活していくためには、介護者の負担軽減をする必要があるため、今後も高齢者の宿泊の受け入れを適正に実施していきます。	
15	高齢者見守りロボット活用事業	ICTを活用した見守りロボットを導入することにより、1人暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の充実を目指す。高齢者の孤独感を癒し不安感を解消するとともに、離れて暮らす家族の不安と負担の軽減を図る。	
16	在宅介護外出支援事業	外出の際に介助が必要なある一定の要介護に認定された在宅高齢者に対して通院等の移動に利用するタクシーの乗車券を交付し、高齢者の外出支援と介護者の負担軽減を図ります。	
17	介護保険事業（坂井地区介護人材確保充実奨励金事業）	介護サービス従事者の定着及び充実を図るため、新たに研修を修了又は資格を取得した介護サービス従事者への支援を行います。	

### （3）高齢者の居場所づくりと社会参加の推進

- 高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう、老人クラブや高齢者同士の交流、生涯スポーツ活動、就労機会の確保等の支援を行います。
- 関係機関と連携し、高齢者が利用しやすい施設整備や移動手段の充実に努め社会参加を推進します。
- サロン活動など高齢者の身近な居場所づくりの充実を推進し、高齢者同士の助け合いや高齢者が支える側として活動できるよう支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会活動、文化伝承活動、地域活動の振興を行い、生きがいと社会参加を促進するような事業を実施していきます。	
2	老人クラブ連合会支援事業	老人クラブ活動の発展のための支援と、そのための補助を継続し、高齢者の社会参加を支援していきます。	

## 2-4 障がい者福祉の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
障がい者理解のための研修や啓発活動の実施件数	年間 2 件 (平成 30 年度)	年間 5 件 (令和 6 年度)
地域生活支援拠点の数	0 箇所 (平成 30 年度)	累計 1 箇所 (令和 6 年度)
一般就労した障がい者の人数	年間 14 人 (平成 30 年度)	年間 15 人 (令和 6 年度)

### (1) 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消

- 障がいの有無に関わらずお互いが尊重し共生できる社会を目指し、啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の権利擁護と、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 障がい児の成長過程に応じ、関係機関が連携して適切な療育を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	理解促進研修・啓発事業	社会における様々な障壁を除去するため、市民や関係機関等に対する障がい理解の促進と啓発を図ります。	

### (2) 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備

- 障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行するための支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人への支援を充実するため、人材及び支援団体の育成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	障がい者地域生活拠点整備事業（障害者総合支援協議会運営事業）	障がい者の高齢化、重度化、親亡き後に備え、障がい者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、地域で支える体制の整備を行います。	◎

### (3) 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援

- 障がいのある人やその家族、企業に対する、一般就労への理解と促進に努めます。
- 障がいのある人の自立を目指し、企業や福祉、家族、医療、学校等の関係機関との連携を図り、就労機会の創出に努めます。
- 地域活動や文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動などにおける障がいのある人の社会参画を支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
-----	-----	------	------

1	障がい者就労支援事業 (相談支援事業)	障がい者の社会的、経済的な自立を促進するため、就労相談をはじめ、関係機関との連携や企業開拓等、一般企業就労に向けた支援を行います。	◎
2	希望園管理運営事業	障がい者に勤労による社会復帰の基礎づくりに資することで、地域で自立した生活を送れるように支援し、障がい者の福祉増進を図ります。	

## 2-5 健康づくりの推進

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
健康アプリ継続利用者数	1,825人 (令和2年度)	2,400人 (令和6年度)
赤ちゃん訪問実施率	91.9% (平成30年度)	95% (令和6年度)
不妊治療費助成事業利用件数	110件 (平成30年度)	150件 (令和6年度)

### (1) 市民の主体的な健康づくりの推進

- 市民が心身の健康に関心を持ち、主体的に取り組めるような動機づけやICTを活用した取り組みを図ります。
- 地域社会で健康を支える仕組みを構築するため、健康意識の高揚を図るとともに、自主活動グループや健康をサポートする人材の育成を図ります。
- 地域団体や保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し健康づくりの取り組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	健康教育・相談事業 (ICTの活用)	市民が心身の健康に関心を持ち、主体的に取り組めるような動機づけやICTを活用した取り組みを推進します。	◎
2	健康サポーター活動事業	健康サポーターの養成と活動支援を行い、個人はもとより、家庭、地域における主体的な健康づくりを推進します。	
3	心の健康推進事業	ストレスチェックを実施し、ストレスが高い人に対しては対処方法等を助言したり、こころの相談会を実施します。また、心の健康について普及・啓発に取り組めます。	
4	健康都市推進事業	健康づくりの市の行動目標として推進してる「野菜+1皿」「塩分-3g」「運動+10分」を、多くの市民が見て聞いて体験し、生活の中で実践できるよう、普及啓発に取り組めます。	

### (2) 生活習慣病の予防対策の推進

- 住民健康診査やがん検診内容の充実を図るとともに、各保険者との連携を強化し受診率の向上と生活習慣病の早期発見、健康改善に努めます。
- ライフサイクルに応じた健康教育や相談事業を推進し、生活習慣病の発症や重症化予防に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	健康教育・相談事業 (生活習慣の改善)	集団や個別を対象にニーズに応じた健康教育や健康相談を行い、生活習慣の改善やフレイル予防に取り組むことで、生活習慣病予防、重症化予防を推進します。	
2	がん検診事業	がんによる死亡の減少と重症化予防のために、定期的な受診につながるよう検診の啓発や周知を継続して行います。併せて、検診無関心層に対して受診勧奨や周知の工夫に努めます。	
3	基本健診事業	若いうちから健康に対する関心を高め、健康づくりの契機となるよう健診を継続して実施します。また、託児付健診など健診を受けやすいような環境を整えながら、健診啓発に取り組みます。	
4	後期高齢者健診事業	後期高齢者健診の受診率の向上を図りながら、高齢者自身の健康意識の向上と生活習慣病の重症化予防及び介護予防の推進に取り組みます。	
5	がん患者等サポート事業	がん患者の治療と生活の両立支援、心理的・経済的な負担の軽減を図るため、抗がん剤治療や骨髄移植治療等後に必要なウィッグなどの補整具購入や予防接種の再接種にかかった費用の助成を行います。	

### (3) 母子の健康管理体制の充実

- 安心して出産・子育てができるよう、妊娠前・妊娠・周産期を通した心身の健康づくりを推進します。
- 健康診査や相談、家庭訪問等を充実し、親の育児不安の軽減と子どもの健やかな心身の発達、発育を支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	母子保健事業	妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目なくニーズに即した支援できるように関係機関と連携しながら相談体制を充実し、早期介入・支援体制の強化に努めます。また、妊娠期・子育て期における経済的支援を合わせて実施します。	
2	産後ケア事業	家族等からの適切な援助がなく、心身の不調や育児不安がある産婦を対象に、身体的回復と心理的な安定を図り、安心して子育てができる支援体制づくりをすすめます。	◎
3	健康診査事業	安心して妊娠・出産・子育てができる体制を整えるため各種健診を実施、また健診内容の充実に努め、何らかの支援が必要な母子には医療・福祉・教育等関係機関と連携を図りながら推進します。	

#### (4) 感染症予防の総合的な推進

- 感染症予防のために、各種予防接種勧奨の強化及びインフルエンザや食中毒等の予防啓発活動に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	予防接種事業	感染症予防や重症化予防のため、定期予防接種の接種率の向上に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し市民の生命及び健康を守るため関係機関と連携し臨時予防接種を適切に実施するとともに市民一人ひとりが日常的に感染症対策をとれるよう、正しい知識の普及・啓発と予防方法の周知を図ります。	

#### (5) 地域連携による食育の推進

- 「食」は、その地域の文化や価値観を次世代に伝える役目を果たしていることから、健康、農林水産、教育分野等の各関係機関が連携し、伝統料理や食文化を継承しながら地産地消や食の安全・安心を推進します。
- 食育は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために重要であるため、家庭、学校、保育園などと連携しながら、食育に関する知識の普及に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	食育推進事業	食生活改善推進員は、地域に根差した食育活動を展開し、食からの健康支援・啓発を行います。食育市民ネットワークは食育関連団体相互の情報交換や交流を深め、食育活動を市民に広げていきます。	
2	伝統の福井野菜対策事業	伝統野菜である春江町の「越前白茎ごぼう」の作付継続と普及拡大を図ります。	
3	さかい米普及拡大促進事業（米を中心とした食生活の推進）	市内の保育園や小中学校の給食で、市産コシヒカリを使用したさかい米を提供することにより、農業への理解促進及び米の消費拡大を図ります。また、伝統的食文化である米の良さを理解し、健康で豊かな食生活の維持向上に取り組みます。	



## 2-6 地域医療体制の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
病院経営強化プランの目標値の達成(病床利用率)	61.2% (平成30年度)	81% (令和6年度)

### (1) 地域医療と救急体制の充実

- 市民に密着した地域医療を目指し、在宅医療や予防医療について、県や関係機関、坂井地区医師会等と連携しながら医療・保健・福祉の連携強化を図ります。
- 身近な地域で安心して医療や健康相談、生活改善指導等を受けることができる、かかりつけ医制度を推進します。
- 坂井地区医師会、坂井地区広域連合と連携して、住み慣れた地域の中で安心して療養生活ができるよう、在宅医療の推進に取り組みます。
- 子どもの急な病気に対応するため、電話相談や救急医療体制の周知を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	救急医療対策事業	休日・夜間の救急医療体制や、特に専門の診療を必要とする小児救急医療体制を確保します。	

### (2) 市立三国病院における医療体制の充実

- 市立三国病院では、産婦人科など地域に不足している医療の充実、休日・夜間の診療や救急医療体制の強化に取り組むとともに、医師、看護師などの医療従事者の確保、地域医療連携の強化、地域住民の健康の増進、診療・治療に係る設備や機能の充実などを図ります。
- 平成29年に策定した市立三国病院新改革プランを推進することにより、国の新ガイドラインの4つの視点「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「経営の効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」を柱とした、市民にとって必要とされる医療を継続的・安定的に提供するとともに、経営改善を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	病院経営健全化推進事業	地域包括ケア病床等の活用、地域連携の強化等により、病床利用率81%以上の達成に努めます。	◎
2	医療機器備品等整備	地域の中核病院としての役割を果たすため、効果的な医療機器等の更新、整備を計画的に実施する。	

## 2-7 社会保障制度の適正運営

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
生活困窮者自立支援 新規相談件数	202 件 (平成 30 年度)	200 件 (令和 6 年度)

### (1) 国民健康保険の安定的な運営

- 財政基盤強化のため、国民健康保険基金への積み立てや、国民健康保険税の収納率の向上を図り、税率改定についても慎重に検討します。
- 医療費の適正化を図るため、重複受診者等への受診指導やジェネリック医薬品の利用促進等を進めます。
- 被保険者の健康増進のため、特定健診受診の推進や「データヘルス計画」に基づく保健事業の実施及び評価を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	国民健康保険事業	平成 30 年度から福井県が財政運営の責任主体となりました。県内市町は県の運営方針により法定外繰入に依存せず、また、事務の統一を図りながら、将来的には保険税負担の平準化に向けて協議を続けます。さらに、人間ドックや健康教室、訪問指導を行うことで、国保加入者の生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見、重症化予防を図ります。	

### (2) 後期高齢者医療の安定的な運営

- 保険料滞納者の増加を防ぐため、口座振替の勧奨や納付催告等により収納率向上に努めます。
- 福井県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度やジェネリック医薬品の周知を図り医療費抑制に努めます。
- 高齢者健診・歯科健診等の受診勧奨など保健事業の推進を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	後期高齢者医療事業	広域連合から示される負担金や特別会計への繰り出しを適正に行い、後期高齢者医療制度の安定運営に努めます。	

### (3) 介護保険事業の充実

- 総合事業の開始に伴い、地域の実情に応じた多様で適正なサービスを提供し介護保険制度の安定を図ります。
- 地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化と、関係機関との連携による在宅医療と介護の一体的なサービス提供の体制整備を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	介護保険事業の充実	保険者である坂井地区広域連合と連携を図り介護認定者の把握と適切な支援体制づくりを進めていきます。	

#### (4) 国民年金制度の周知啓発

- 日本年金機構等と連携し、制度の意義や役割についての啓発活動を行い保険料の納付意欲の向上に努めます。
- 日本年金機構等と連携し、国の法定受託事務を適正に執行するとともに、国民年金の納付率・免除申請率・口座振替申請率等の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	国民年金事務事業	法定受託事務の適正な事務の執行に努めます。	

#### (5) 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護制度の適正な運用のため、実施体制の充実とケースワーカー等の資質向上を図ります。
- 被保護世帯の多様な問題に対応する自立支援プログラム（就労・日常生活・社会生活自立支援）を幅広く実施するため、他制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	生活保護事業	生活保護制度は、生活に困窮する方に対しその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とする最後のセーフティネットです。法に基づき適正な実施に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度と一体的・効果的に実施することで重層的な支援体制を構築します。	

#### (6) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実

- 生活困窮者自立相談支援機関に生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口による情報とサービスの提供を行います。
- 自立相談支援事業を中核に、任意事業（就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業など）の実施及び他の制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	生活困窮者自立支援事業	<p>生活困窮者の自立促進のため、自立相談支援機関を設置し、専門の支援員が相談を受けるとともに、相談者に寄り添いながら、就労支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等を活用し、具体的な問題の解決に向けた支援を行います。また、生活困窮者を取り巻く複雑かつ複合的な課題にも対応するため、高齢、障害、子育て分野等との連携による包括的な支援を実施します。</p>	◎

### 第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり

数値目標	現状値	目標値
コミュニティセンター 年間利用者数	430,930 人 (平成 30 年度)	450,000 人 (令和 6 年度)
市立図書館年間来館者数	461,682 人 (平成 30 年度)	480,000 人 (令和 6 年度)

#### 3-1 学校教育の充実

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
大規模改造工事実施小学校数	毎年 2 校 (平成 30 年度)	毎年 2 校 (令和 6 年度)
意識調査で「学校は楽しい」に 「当てはまる」と回答する児童生徒の割合	66.0% (令和 2 年度)	70.0% (令和 6 年度)

#### (1) 教育内容の充実

- 学校と地域が連携し、ふるさとへの愛着心を高める体験活動に取り組みます。
- 子どもたちの学校の居場所づくりや分かりやすい授業に努め、魅力ある学校づくりを推進します。
- ICTを活用し、現代社会に必要とされる情報活用能力を育成します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	教育委員会運営事業	生涯学習、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進するため、教育委員会および総合教育会議を開催します。	
2	教育委員会事務局事業	教育行政を一体的に推進するため、教育委員会事務局全体の運営調整を図ります。	
3	キャリア教育支援事業	職場体験や外部講師を招いての講演会を実施するなど、生徒が主体的に進路を選択できる能力や職業観を身に付けられるように取り組みます。	◎
4	ふるさと坂井体験学習事業（小学校教育振興事業）	児童が自らの地域の課題等を改善する体験学習を実施することで、郷土に誇りや愛着を持ち、新たな活力を生み出す人材を育成します。	
5	ふるさと坂井体験学習事業（中学校教育振興事業）	生徒が自らの地域の課題等を改善する体験学習を実施することで、郷土に誇りや愛着を持ち、新たな活力を生み出す人材を育成します。	
6	ふれあい交流事業	様々な交流を通して、各地域の個性と特色を尊重するとともに自らの地域を再認識し、郷土に対する愛着や誇りの気持ちを持てるよう、子どもたち同士の交流、地域との交流、小中学校間の交流を促進します。	

7	小学校教育振興事業	ICTを活用した学習活動を行い、子どもたちの学びが充実するよう取り組みます。また、プログラミング教育への対応を図っていくとともに、児童の英語を活用したコミュニケーション能力の向上のために、外国語教育の充実を図ります。	◎
8	中学校教育振興事業	ICTを活用した学校教育活動を行い、子どもたちの学びが充実するよう取り組みます。また、課題を解決するための思考力、判断力、表現力などの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養い、個性を活かした教育の充実を図ります。	◎

## (2) 個に応じた学習支援の充実

- 習熟に応じて、少人数で指導することにより、学力向上に取り組みます。
- 気がかりな児童・生徒に対応した学級運営に取り組みます。
- 特別に支援が必要な児童・生徒の発達段階に応じ、適切に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	学級運営支援事業	気がかりな児童生徒の学習支援を行うために学級サポーターを配置し、スムーズな学級運営を図る。また、学校生活に支障がある児童生徒の生活支援も行います。	
2	学力充実推進事業	学力調査を行うことにより、児童の確かな学力の分析を行い、授業改善に取り組み、高い学力の維持を図ります。	

## (3) 就学指導体制・教育相談体制の充実

- いじめや不登校の兆しを早期に発見し、関係機関と連携して児童・生徒の支援に取り組みます。
- 就学による学校生活が円滑に移行できるよう、保育園等と小・中学校の連携を図ります。
- 教職員の業務負担を軽減するため適正な人員を配置し、授業の準備や研究のための時間を確保するとともに、教員の資質向上に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	学校運営支援事業	教職員の働き方改革、業務負担の軽減を図るため、今後も配置を希望する小中学校に学校運営支援員の配置を行います。	
2	教育相談事業	学校に行きたくても行けない児童・生徒に、個に応じた学習活動を進めながら心の安定を図り、学校復帰への援助を行うとともに、その保護者に対しても子どもへの理解や対応に関する教育相談を行います。	

3	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉に関する専門的な知識を生かして、学校だけでは解決ができない複雑化した事例に対して、関係機関と連携し、児童・生徒を取り巻く環境の改善に取り組みます。	
---	-------------------	---	--

#### (4) 安全な教育環境の整備

- 児童・生徒が安全に安心して学ぶことができる教育環境を整備します。
- 障がいをもつ児童・生徒に配慮した学習環境の確保を図ります。
- 省エネ機器の採用や自然環境に配慮した施設整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	小・中学校管理事業	小・中学生が充実した学校教育を受けることができる教育環境を整えるため、市内24小・中学校施設の適正な維持管理を行います。	
2	小・中学校施設整備事業	児童・生徒の安全・安心を確保し、災害に備えるために、建築後40年が経過し、かつ、以前の改修から20年を経過する学校等について計画的に施設の大規模改造工事を行います。また、熱中症対策等を図りながら、質の高い学習を行えるように特別教室などへの空調設備の整備を行います。	◎
3	省エネ対策事業	エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく特定事業者として、中長期計画書及び定期報告書の国への提出や説明会等への出席など、省エネに関する知識を習得し、意識を高めます。また、市内24小・中学校の教職員や児童生徒に、省エネに対する理解と協力を求めながら教育環境を整えていきます。	

#### (5) 安全で安心な学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食の提供に取り組みます。
- 学校給食を通じて、地産地消、食の大切さや食文化などの食育に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	学校給食管理事業	給食センターと丸岡地区の自校式小学校との連携を図りながら、すべての児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成に向け、栄養バランス等を考えた安全で安心な学校給食を提供します。また、地場産食材を使用した給食の提供に努め、地域の食文化への関心理解を深め、望ましい食習慣や幅広い知識の習得に向けた食育を行います。	
2	三国学校給食管理事業	全ての児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成に向け、栄養バランス等を考えた安全で安心な学校給	

		食を提供します。また、地場産食材を使用した給食の提供に努め、地元の食文化への関心理解を深め、望ましい食習慣や幅広い知識の習得に向けた食育を行います。	
3	春江坂井学校給食センター管理事業	全ての児童生徒の豊かな心・健やかな体の育成に向け、栄養バランス等を考えた安全で安心な学校給食を提供します。また、地場産食材を使用した給食の提供に努め、地元の食文化への関心理解を深め、望ましい食習慣や幅広い知識の習得に向けた食育を行います。	



### 3-2 社会教育・生涯教育の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
コミュニティセンターで開催された講座数	332 講座 （平成 30 年度）	350 講座 （令和 6 年度）
コミュニティセンターで開催された講座の参加者数	24,262 人 （平成 30 年度）	26,000 人 （令和 6 年度）
市立図書館貸出冊数	860,183 冊 （平成 30 年度）	880,000 冊 （令和 6 年度）

#### （1）社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進

- 一人一人が自己の教養を深め自己実現が図れるよう、生涯学習機会の充実に取り組み、誰もが豊かな人生を送ることができる社会づくりを推進します。
- 地域やNPO法人、ボランティア団体、大学等と連携を図り、よりよい生活や地域を創る学習活動を推進します。
- 子どもと大人がふれあう講座の実施など世代を越えた交流を促進し、子どもたちの共生する力を育みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	放課後子ども教室事業	地域の参画を得て、ノウハウを共有しながら、すべての児童に対して放課後等に多様な体験活動を提供し、居場所づくりと次代を担う人材育成を図ります。	

#### （2）コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり

- コミュニティセンター内にカフェなど憩いのスペースを設置し、市民がふれあう地域コミュニティの場を提供します。
- さまざまなアプローチによるまちづくりに繋がる講座等を実施し、学習と交流の場を提供します。
- 地域の特性を活かし、シビックプライドの醸成を図る催し等を実施します。
- 各々が描くまちづくりを実現するため、個人またはグループの活動を支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	コミュニティセンター運営事業	コミュニティセンター講座、共催講座など、地域の誇りやニーズに沿った講座を開催し、生涯学習の機会を提供することに加え、地域間の交流を促進します。また、コミュニティセンターに憩いのスペースを設置し、気軽に利用できる施設運営を行います。	◎
2	社会教育団体補助事業	社会教育団体の活動を支援し、その運営基盤の強化を図り、持続可能な社会教育の推進を図ります。	

3	市民運動推進事業	地域での花壇づくり等市民の自主的かつ創意的に取り組む活動を支援し、住みよいふるさとづくりの推進を図ります。	
4	子ども会育成事業	幼少年期から家庭や学校以外の地域の大人と関わる機会を提供し、地域に根ざした活動体験を通して、子どもの健やかな成長と青少年のリーダーとなる人材育成を推進します。	
5	成人式事業	市として新成人の門出を祝福し、成人としての自覚と心構えを促すとともに、ふるさと坂井市への想いを高め、地元での活躍や地域貢献への醸成を図ります。	

### (3) 地域で育て・見守り・支える青少年の育成

- 市内の豊かな自然に触れ合う体験活動等を提供し、健やかな心身を持つ青少年を育成します。
- 小学生が地域の施設に宿泊し通学する事業などを通じて、自立性・自主性・協調性を育みます。
- 学校と地域が連携強化し、見守り活動や青少年の非行防止活動、家庭教育支援の充実を図り、地域全体で子どもや家庭を見守り育てるための環境づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	わんぱく王国事業	市内の児童が坂井市の豊かな自然を体験できる機会を創出できるよう、地域協働のもと事業を展開し、元気で心豊かな少年を育成します。	◎
2	坂井・延岡ジュニア交流事業（体験型交流による子どもの育成）	宮崎県延岡市との姉妹都市交流事業の一環として、PTAの関係者並びに地域のボランティア等が両市の児童と体験学習を通じて、地域で子どもたちを育てる意識の高揚を図る。	
3	合宿通学事業	家庭を離れ合宿生活を体験することで、日常における家族への感謝の気持ちや自主性、協調性を育てます。また、地域の方々の協力のもと、子どもと地域の結びつきを図ります。	
4	心の家庭教育支援事業	家庭教育支援員による子どもとの会話や保護者からの相談業務を通じて、子育てに必要な情報や手法を提供するとともに、学校等と連携し、さまざまな角度から家庭教育の支援に取り組みます。	◎
5	青少年育成坂井市民会議事業	地域における、見守り活動や挨拶運動など、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに取り組み、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。	◎

### (4) 図書館機能の充実

- 教育・文化に関する領域に留まらず、市民の暮らしや社会に役立つ情報を提供します。
- 子どもたちの読書普及活動を推進します。
- 高齢者や障がいを持つ人が利用しやすい読書環境を整備します。
- 記念文庫内の貴重な資料の適正な保存管理に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	子どもの読書活動推進事業	お話し会や、ブックスタート事業、講演会などを通して、子どもが本と出会う機会をつくります。また、読み聞かせボランティアの育成や支援に努めます。	
2	図書館サービス事業	地域における生涯学習の場として、高齢者や障がいを持つ人も図書館を円滑に利用できるようなきめ細やかな対応に努めます。	
3	記念文庫運営事業	偲ぶつどいや講演会などを開催するとともに、記念文庫内資料の適切な保存管理を行い、郷土にゆかりのある文学や歴史を継承していきます。	

### 3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
丸岡城入場者数	128,158 人 (平成 30 年度)	150,000 人 (令和 6 年度)
坂井市龍翔博物館来館者数 (館外活動参加者等を含む)	11,166 人 (平成 30 年度)	30,000 人 (令和 6 年度)

#### (1) 文化財の保存と活用

- 地域にある文化財の調査や掘り起こしを行い、保存活動を進めるとともに、文化財を活用した地域活性化を図るため「坂井市文化財保存活用地域計画」を策定し、まちづくりや観光分野とも連携した活用に取り組みます。
- 三国祭や舟寄踊、日向神楽などの地域に残る無形文化財を後世に伝承するため、活動の記録・保存とともに、文化継承の担い手の確保や育成を支援します。
- 丸岡城の学術調査の成果をもとに、市民と文化財としての価値を共有するとともに、丸岡城天守や周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての評価の向上に取り組みます。
- 六呂瀬山古墳群をはじめ、埋蔵文化財の保存・出土品等の保存整理と公開活用に必要な施設整備等に取り組みます。
- みくに龍翔館については、歴史文化遺産に関する資料を収集・保存・調査研究・展示活用する博物館機能を強化するとともに、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大を図る拠点となるよう取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域計画事業	文化財の保存・活用に関する分野横断的なマスタープラン兼アクションプランである文化財保存活用地域計画をもとに歴史文化を活かしたまちづくりを推進します。	◎
2	文化財保存管理事業	文化財の保存管理に必要な措置を講じていくとともに、市民への公開や活用を通して文化財保護意識の啓発を行います。	
3	埋蔵文化財発掘調査事業	市内に分布する埋蔵文化財包蔵地に支障をきたさないよう、工事施工業者への周知に心がけるとともに、適切な指導・助言に努めていきます。	
4	丸岡城国宝化推進事業	丸岡城の学術調査の成果を広く周知し、市民が誇りを持てる機運の醸成を図ります。また、丸岡城天守や周辺部（城郭）の文化財としての価値を高めるため、丸岡城の目指すべき将来像を明確化するとともに、引き続き調査・研究に取り組みます。	◎
5	坂井市龍翔博物館管理運営事業	坂井市の歴史、自然及び文化についての関心を高め、健全な教育、学術および文化の発展に寄与するとともに、歴史的文化遺産を市民共有の財産として	

		適正に収集、保管、展示し、これらの資料に関する調査及び活用を図る。	
6	坂井市龍翔博物館資料収集・保存事業	坂井市の豊かな歴史文化遺産に関する資料を収集し、その散逸を防ぎ、未来への遺産として後世に引き継ぎます。	
7	坂井市龍翔博物館調査研究事業	収蔵資料および展示資料等の調査研究を進め、坂井市の歴史や文化に関する研究拠点としていきます。	
8	坂井市龍翔博物館展示および教育普及事業	博物館施設として基盤となる資料収集、調査研究の成果を還元・反映し、坂井市の風土、歴史・文化をわかりやすく魅力的に伝え、市民や来館者が「楽しく学べる場」を目指します。	
9	坂井市龍翔博物館観光連携事業	館に多く収蔵される日本遺産「三国湊」の構成文化財や、東尋坊などの観光資源に恵まれた立地条件を活かし、来館者の誘致拡大を図るとともに、丸岡城をはじめとした市内観光地へと誘導していきます。また、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大を図る拠点となるよう取り組みます。	◎

## (2) 文化芸術活動の振興

- 坂井市文化協会をはじめとする文化団体の活動や後継者育成に対する支援に努めます。
- 文化ホールを市民の文化活動の拠点として広く活用してもらうため、各施設の機能や特性を活かし利用促進を図っていきます。
- 一筆啓上日本一短い手紙の館は、「一筆啓上賞」を核に地域に根ざした手紙文化を広く発信していくとともに、手紙に触れる機会を通して郷土に対する誇りや愛着を深めてもらえるよう、学校や地域との連携を図っていきます。
- 優れた芸術作品に触れる機会を創出し、市民の文化・芸術に関する感性と創作意欲の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	文化活動支援事業	日頃の活動成果を発表する文化祭の開催を支援し、文化活動に対する市民の積極的な参加を推進します。また、文化ホールで開催する様々な舞台芸術公演を支援し、文化に触れる機会を提供します。	
2	一筆啓上手紙の館管理運営事業	一筆啓上賞を市内外に発信する施設として、手紙にまつわる様々な企画に取り組みます。また、丸岡城と一体化した来館者の取り込みを図るとともに、市のPRにつなげていきます。	
3	ONOメモリアル管理運営事業	隔年開催の高校生現代アートビエンナーレをはじめ、現代美術等の企画・育成事業を実施します。	

### 3-4 生涯スポーツの振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
坂井市民スポーツ祭等参加者延べ人数	9,397人 (平成30年度)	11,500人 (令和6年度)
スポーツ推進委員主幹教室・大会参加者数	93人 (平成30年度)	150人 (令和6年度)

#### (1) スポーツ・レクリエーションの振興推進

- 市民一人ひとりが精神的な豊かさや充実を感じられ、生きがいつくりや体力の向上、健康の保持・増進により、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、スポーツやレクリエーションなどの生涯スポーツ活動を支援・推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	スポーツ大会運営事業	古城マラソンや市民スポーツ祭などスポーツイベントの開催のほか、各種スポーツ大会の運営に対して助成を行い、スポーツの振興を図ります。	
2	スポーツ推進委員運営事業	スポーツ推進委員が行うスポーツの実技指導やニュースポーツ教室などの開催を通して生涯スポーツの推進のもと、市民の健康維持と交流を図ります。	
3	<b>新規</b> 部活動地域移行事業	中学校の休日の部活動を段階的に地域へ移行し、持続的なスポーツの推進体制を確立することで中学生のスポーツ活動の機会を確保します。	

#### (2) トップアスリートの育成

- 競技スポーツの向上には、一貫性のある指導体制による選手育成システムの構築が必要であり、トップレベルの競技者や指導者が活動できる環境の整備を推進します。
- 競技スポーツの振興に寄与する団体を支援し、小学生から高齢者まで競技者の段階的な育成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	スポーツ振興事業	市民に地元の誇りとスポーツ意欲の向上をもたらすトップアスリートの輩出やトップチームを育成するための支援を行います。	

#### (3) 体育施設の効率的な管理運営

- 市内全スポーツ施設の利用状況や管理経費等を総合的に検証したマネジメント計画を策定し、当該計画に基づき適正かつ効率的な施設整備並びに維持管理を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	体育施設維持管理事業	体育施設に関するマネジメント計画等に基づき、効率的な管理運営を行います。また、ネーミングライツ等の費用負担を軽減する方策を検討します。	◎
2	体育施設整備事業	施設の利用状況や利用者のニーズを把握し、計画的に改修や修繕など整備工事を行い、安全で快適なスポーツ環境づくりを進めます。	

#### (4) スポーツツーリズムの促進

- 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催した実績とレガシー（遺産）を活かし、各競技の全国大会や国際大会の開催、トップアスリートの合宿誘致などスポーツツーリズムによる国内外との交流を深めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	スポーツ大会運営事業（再掲）	誘客力や国際力のある各種全国大会や世界大会を積極的に誘致・開催する「坂井市版スポーツツーリズム」を促進し、スポーツによるまちづくりを目指します。	◎
2	保健体育事務事業	スポーツ振興の充実を図るための事業を行います。また、各種協議会等に対し負担金を助成します。	

## 第4章 自然と共生できるまちづくり

数値目標	現状値	目標値
クリーンキャンペーン参加者数	9,526人 (平成30年度)	10,000人 (令和6年度)

### 4-1 自然環境の保全と共生

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
環境講座開催数	7回 (平成30年度)	8回 (令和6年度)
ストップ地球温暖化授業受講者	— (令和3年度現在)	630人 (計画期間内)

#### (1) 豊かな自然と共生する社会づくりの推進

- 地域や企業、関係団体などと協働しながら、良好な生活環境の維持と身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- マイクロプラスチック対策を含めた海洋環境の保全に向けて、関係機関と連携した河川や海岸への漂着ごみの回収・処理の推進や美化意識の向上を図ります。
- 森と里山の保全や外来生物駆除などを通じた水辺環境の再生を行い、生物多様性の確保や緑豊かなまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなど世代間・都市間のふれあい体験・交流活動などを進め、自然と共生できるまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	海岸漂着物地域対策推進事業	水辺環境と生態系の保全につなげるため、流域の関係自治体や市民及びボランティア等と協力して九頭竜川河口部や海岸に漂着したごみの処理に取り組めます。	◎
2	環境保全事務事業	市環境基本条例に基づく、基本的かつ重要な案件や本市に設置が検討されている再生可能エネルギー等による影響について環境審議会で審議します。	
3	環境美化事業	豊かな自然のシンボルであるコウノトリが生息できる自然環境を次世代に引き継ぐため、市民、事業者及び行政が協働し、地域や河川の清掃活動を行います。	

#### (2) 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

- 環境講座や環境教室を開催し、環境モラルや環境保全、地球規模の気候変動等に対する意識の向上を図ります。
- 環境保全活動の推進のため、地域や環境団体との連携を強化し人材の育成を図ります。



No.	事業名	事業内容	重点事業
1	環境共生事業	環境基本計画の推進のため、環境保全団体の活動支援、環境教育講座などを実施し、市民の環境に対する意識向上と保全活動の広がりにつながる啓発を行います。特に、環境教育講座では、子ども達の地球温暖化問題や SDGs に対する意識の醸成を図る事業を行います。	◎

### (3) 地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの導入拡大、公共交通機関や自転車の利用などによって、環境に配慮した低炭素社会の実現を目指します。
- 家庭や職場での省エネルギー対策、エコ活動の普及・啓発を図ります。
- チップ生産拠点をもつ事業者などと連携し、木質バイオマスの普及や熱利用の促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地球温暖化防止対策事業	坂井市脱炭素ロードマップの方向性に基づき、市の地域特性を生かす再生可能エネルギーの導入を推進することで、エネルギーの地産地消並びに温室効果ガス排出量の削減を図ります。併せて、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一体となり地域脱炭素を推進する体制を整えます。	◎

## 4-2 循環型社会の構築

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	875g (平成30年度)	808g (令和6年度)

### (1) ごみの減量化及び再資源化の推進

- 資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3R（※5）活動の推進を図りながら循環型社会の実現に努めます。
- 食品ロスの削減をはじめとしたごみの減量化に向けて、市民や企業に普及啓発を行い、意識の向上を図ります。
- 外国籍の市民を含め、分かりやすいごみの分別方法を周知します。
- 身近な地域での資源ごみ収集の定着化を図るため、より効率的で負担の少ない収集体制づくりを進め、衛生的で環境に優しいきれいなまちを目指します。
- 広域で運営している廃棄物処理施設やし尿処理施設など安定的な運営が図れるよう長寿命化に向けた施設の適正管理と処理能力確保に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	一般廃棄物収集処理事業（効率的で負担の少ない収集体制の推進）	改定した一般廃棄物処理基本計画の方向性に基づき、ごみ減量および収集体制の改善に向けた取り組みを実施します。	

### (2) 不適正処理の防止

- 不法投棄の早期発見や早期撤去に向け、パトロールや監視に取り組みます。
- 適正なごみの排出、3R意識の向上など、ごみに関する意識の醸成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	一般廃棄物収集処理事業（廃棄物の適正処理の推進）	パトロールや看板設置などを行い不法投棄の早期発見や防止に取り組みます。また、一般廃棄物の適正な分別、収集・運搬、処分等により公衆衛生の向上を図るとともに、3Rの推進を図ります。	

#### 4-3 生活環境の保全と充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
条例等で定められた規制値の超過企業数	4件 (平成30年度)	0件 (令和6年度)

##### (1) 公害防止対策の推進

- 公害の発生のおそれがある施設や企業に対し、公害防止協定の締結とともに、規制や基準の徹底、適正な管理、改善指導などを行います。
- ダイオキシン類や農薬などに含まれる有害化学物質の発生抑制に努めます。
- PM2.5、光化学スモッグなど公害に関する情報については、速やかに注意喚起を行います。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	公害対策事業（公害の未然防止）	公害の未然防止と市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保するために、大気や水質等の調査分析、協定事業所等との協定項目を定期的、継続的に調査分析を実施し、必要に応じて指導などの対応を行います。	

##### (2) 良好な生活環境の維持・保全

- 騒音・悪臭・振動など感覚公害の発生防止に取り組み、健全な生活環境の確保を図ります。
- 各種法令に基づき、野外でのごみの焼却などの苦情に適切に対応するとともに、指導を徹底します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	公害対策事業（健全な生活環境の確保）	自然環境、生活環境の保全を図るため、大気汚染常時監視、河川水・地下水・工場排水の水質測定及び工場排出悪臭物質測定などを実施し、必要に応じて指導などの対応を行います。	

#### 4-4 美しい景観資源の活用

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
景観まちづくり事業補助事業活用件数	3件 (平成30年度)	11件 (令和6年度)

##### (1) ふるさとを感じられる景観の継承

- 歴史的な街並みの保全を図るため、三国湊地区、丸岡城周辺地区の地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導し、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。
- 坂井平野に広がる田園風景は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次世代に引き継いでいきます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	景観まちづくり事業 (屋外広告物の適正な管理)	「美しいふるさと坂井」への実現に向け、景観計画と併せて屋外広告物等の適正な規制・誘導を図ります。	

##### (2) 未来につながる美しい景観の創造

- 関係法令に基づく諸制度を活用し、市街地の良好な街並みの整備を図ります。
- ゆとりと潤いを感じることができる生活環境を創出するため、自然環境や歴史、文化などの受け継いできた地域資源を活かしつつ、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	景観まちづくり事業 (特定景観区域等における修景事業の促進)	特定景観計画区域において景観に配慮した建築物に対し補助し、今後においても景観向上を誘導していきます。	
2	サイン整備事業	市としての一体感を高めるとともに来訪者の利便性向上を図るため、公共サインの充実と統一のある整備を進めます	

## 第5章 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり

数値目標	現状値	目標値
製造品出荷額等	2,878 億円 (平成 30 年度)	3,100 億円 (令和 6 年度)
観光客入込客数	523 万人 (平成 30 年度)	540 万人 (令和 6 年度)

### 5-1 農林水産業の振興

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
新規就農者数	4 人 (平成 30 年度)	25 人 (計画期間内)
認定農業者数	214 経営体 (うち法人 42) (平成 30 年度)	300 経営体 (うち法人 50) (令和 6 年度末)
漁業生産量(底引き網漁業、沿岸漁業の合計)	532トン (平成 24~28 年度平均)	535トン (令和 6 年度)
底びき網漁船隻数	10 隻 (平成 30 年度)	10 隻 (令和 6 年度)
沿岸漁業者数	122 人 (平成 30 年度)	122 人 (令和 6 年度)
坂井地区木材出荷量(材積)	14,500 m <sup>3</sup> /年 (令和元年度)	18,500 m <sup>3</sup> /年 (令和 6 年度)
農家レストラン・農産物直売所の来客数	108,918 人 (平成 30 年度)	156,000 人 (令和 6 年度)
担い手による耕作面積	5895.8ha (令和 3 年度)	6020.0ha (令和 6 年度)

#### (1) 持続可能な農林水産業の推進

- 経営的な視点を持った農林漁業者の育成とともに、U I J ターン者や他分野からの新規参入者など、多様な担い手の確保に向けた取り組みを推進します。
- ICT、ロボット技術を活用し、誰もが取り組みやすい超省力・高品質生産を実現します。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、農地の規模拡大や集約化に取り組むとともに、大型機械の導入による省力化・効率化を図ります。
- 地域資源を活用し、所得・雇用の増大や後継者の確保のため、農林水産業の6次産業化による活性化に向けた取り組みを推進します。
- 森林が持つ多面的機能を保全し資源の循環利用を促進するため、森林の適切な管理と木材の有効活用を推進します。
- 漁業生産量の維持・向上を図るため、漁場環境や水産資源の保全等に取り組めます。
- 水産物流通拠点である三国港市場の環境整備を進め、漁業者の利便性確保と地域消費者への安定供給機能の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	新規就農者定住促進支援事業	就農研修時や就農初期の新規就農者（市外出身）の、生活基盤確保や早期の経営安定化を図ります。	◎
2	農業次世代人材投資事業	後継者及び新規就農者を確保するため、経営の不安定な初期段階の青年就農者を継続的に支援します。	◎
3	新規就農サポート事業	就農初期の生活基盤が不安定な新規就農者の早期の経営を図り、農業経営に必要な様々な負担を軽減します。	◎
4	水産業経営安定事業	漁業の担い手の確保及び育成や漁家経営の安定化のための、各種補助事業の実施により、漁業生産基盤の強化を図ります。	◎
5	水産業振興事務事業	水産物の流通拠点である三国港市場を品質・衛生管理機能を果たすための施設整備と、持続的な市場の運営を可能とする新たな運営体制を構築し、水産業の振興を図ります。	◎
6	水田農業大規模化・園芸導入事業	経営規模の拡大や園芸導入を目指す認定農業者等の、機械や施設導入に要する経費を支援します。また、生産効率の向上や、省人化、軽労化のため、スマート農業への取り組みを支援します。	
7	地域担い手づくり整備事業	主体的な経営展開を支援するため、人・農地プランを策定した地域の中心経営体（認定農業者・認定新規就農者）等に対し、農業機械等を購入する際の融資残に対し補助金を交付します。	
8	園芸産地総合整備事業	園芸産地育成の推進を図るため、園芸戦略品目、高収益園芸品目等の生産に取り組む認定農業者が行う施設、機械及び設備の整備に要する経費を支援します。	
9	三里浜砂丘地園芸産地育成事業	新規就農者等への初期投資軽減、施設整備による生産拡大や低コスト高品質栽培を図るとともに、園芸産地の核となる経営体の育成、施設・機械等の支援による生産出荷体制づくりを推進します。	◎
10	6次産業化推進事業	豊かな自然と産業、特産品を活用し、生産基盤の強化と加工等の経営展開ができる環境整備に取り組めます。また、産官学の連携や、農業者が新たに農産物の加工に取り組む事業を推進します。	◎
11	人・農地問題解決推進事業	地域の農地の担い手の確保、担い手への農地の集積・集約の促進を行います。	
12	漁港施設管理事業	漁港施設の長寿命化のための補修・修繕を計画的に行い、漁港機能の維持を図ります。	
13	栽培漁業自立支援事業	水産資源の持続的な利用を図るため、種苗の育成・放流を行います。また将来を見据え、県とともに養殖技術の調査・研究への取り組みを支援しま	◎

		す。	
14	農地利用の最適化の推進	農地パトロール等による遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地利用の集積・集約化、新規農業者参入の促進など農地利用の最適化を推進します。	
15	農業制度資金利子補給事業	対象者の償還期間が完了するまで、利子補給を継続します。	
16	畜産経営基盤強化支援事業	若手の経営者が経営規模拡大のために行う畜舎の増改築、後継者への円滑な経営継承のために省力機械を導入する等の意欲的な取組みを支援します。	
17	農業再生協議会補助事業	国の経営所得安定交付金を十分活用し、農業者に対する制度の周知・活用を行います。	
18	農地事務事業	農業農村整備事業を円滑に推進します。	
19	水産多面的機能発揮対策事業	藻場の保全や海洋汚染の原因となる漂流、漂着物の処理等の水産業・漁村の多面的機能能力発揮に資する地域活動を支援します。	
20	農業者年金受給資格の点検及び加入推進活動の実施	農業者年金受給資格の点検及び加入推進活動を実施します。	
21	森林整備事業（経済林における森林の整備）	森林の有する多面的機能の更なる発揮のため、森林環境譲与税を有効に活用し、持続的な森林整備に努めます。	
22	林道維持管理事業	森林機能の確保と森林資源の活用保全に資する森林内の作業を容易にするため、林道の適正な維持管理を行います。	
23	県単林道事業	林業従事者や利用者の利便性の向上と安全性の確保を図るため、林道の改良工事を実施します。	
24	浅海漁場改善事業	浅海漁場における水域環境の保全や水産資源の生息場の環境修復等の取り組みを実施し、生産力の回復を図ります。	
25	小規模漁場保全事業	沿岸・沖合漁場における水域環境の保全や水産資源の生息場の環境修復等の取り組みを実施し、生産力の回復を図ります。	
26	<b>新規</b> 小さな水稲農家応援事業	農地保全に重要な存在となっている小規模農家に対し、経営を継続し維持発展させるための支援を行う	

## （２）農地・森林の環境の保持

- 農地の利用状況調査や、山林の造林や伐採等により、遊休農地、森林の荒廃発生防止・解消に努めます。
- 坂井市鳥獣被害防止計画に基づき捕獲檻・柵などの設置を促進し、鳥獣による被害を防止します。

- 松林の維持・保全を図るため、害虫駆除対策を進めるとともに、抵抗性黒松や広葉樹などを植栽し環境改善に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	中山間地域等直接支払交付金事業	自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備及び耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能を確保します。	
2	美しい森林景観再生事業	自然災害や松くい虫被害等により機能が低下している森林の機能回復を図り美しい森林景観を再生します。	
3	三里浜砂丘地営農推進協議会運営事業	協議会の運営に要する経費を負担し、三里浜砂丘地の円滑かつ効率的な園芸振興の推進を図ります。	
4	坂井北部丘陵地農業団地センター管理運営事業	丘陵地営農推進協議会へ助成を行い、坂井北部丘陵地における遊休農地及び耕作放棄地の減少を図ります。	
5	有害鳥獣捕獲事業	有害鳥獣の捕獲及び農地への侵入防止に係る事業を実施します。	◎
6	松くい虫防除事業	景観・生活環境に対して重要な役割を果たしている松林について防除事業(地上散布・特別伐倒駆除・樹幹注入)の継続的な実施により松くい虫による被害を抑制していきます。	
7	松林健全化促進事業	松くい虫被害により森林資源の減少した松林等に、抵抗性マツの植栽等を実施し、健全な松林の維持再生を図ります。	
8	森林・山村多面的機能発揮対策事業	荒廃した里山林の整備を通して森林の有する多面的機能を発揮させるために、下草刈りや除伐等の森林整備と、それらの活動によって発生した森林資源を有効に利用する活動を支援します。	
9	県単小規模土地改良事業	土地改良事業により造成された施設の整備・補修を行います。	
10	市単小規模土地改良事業	多面的機能支払交付金事業・県単小規模土地改良事業で採択できなかった農地、水利等に関する整備を実施します。	
11	地域水利施設活用事業(国営造成)	国営で造成された農業水利施設の持つ多面的機能を発揮するために必要な管理体制の整備に要する経費に対して助成します。	
12	排水機場維持管理事業	大雨等による農地等の冠水を防止するため、排水機場の運転に要する経費を支援します。	
13	基幹水利施設ストックマネジメント事業	幹線水路等の基幹的施設を補修し、施設の機能維持・安全性を保つための土地改良事業(基幹水利施設ストックマネジメント事業)に係る県営事業負担金を支出します。	



14	県単農業農村整備事業	県営国庫補助事業（本体事業）と一体的に整備することにより、本体事業の効果の早期発現を図ります。	
15	県営農村災害対策整備事業	農村地域の防災対策を図る土地改良事業（農村災害対策整備事業）に係る県営事業負担金を支出します。	
16	県営湛水防除事業	農村地域の浸水対策を図る土地改良事業（湛水防除事業）に係る県営事業負担金を支出します。	
17	土地改良区支援事業	坂井市土地改良合同事務所に加入している土地改良区及び坂井北部土地改良区の人件費等について助成します。	
18	県有土地改良財産管理事業	県から管理委託を受けている県営事業で造成された広域農道等の県有財産を、良好に維持管理します。	
19	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良連合会の補助事業で、各土地改良区が実施する施設の補修等に対し、費用の一部を補助します。	
20	多面的機能支払交付金事業	地域住民が一体となった農地・農業用排水・農村環境を守る活動を支援し、地域共同活動の新しい枠組みづくりを促進し、農業用施設の長寿命化のための活動を支援します。	
21	地域用水機能増進事業	パイプライン上部利用に係る経費について、九頭竜川下流域農業用水再編推進協議会（九頭竜川鳴鹿土地改良区）に対し負担します。	
22	農村振興総合整備統合補助事業	用排水、農道、ほ場整備等の農業用施設整備工事（主に高速交通事業に伴う工事）を、国及び県の補助を得ながら実施します。	
23	県営土地改良事業費等計画調査事業	土地改良事業新規採択に向け、市や各土地改良区が申請する県営土地改良事業採択申請に係る実施計画策定に対し支援します。	

### （３）安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上

- 坂井市で産出される高品質の農林水産物や畜産物のブランド力を強化するとともに特産化を進め、坂井市の知名度の向上を図ります。
- 地産地消の取り組みのほか、生産者と消費者のふれあいや食についての理解を深める機会の充実により、消費拡大を図ります。
- 農業用水のパイプライン化に伴う水質向上による坂井市産の高品質、高食味米をPRし、安全・安心な米の消費拡大を推進します。
- 鳥獣被害及び家畜伝染病対策に努め、消費者に安全・安心な食を供給できる体制づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
-----	-----	------	------

1	環境保全型農業直接支払交付金事業	環境保全に効果の高い営農活動の普及促進を図り、環境保全型農業に取り組む農業者に対して助成します。	
2	農業振興事務事業（物産展の開催）	物産展を開催し、観光客等に市の特産物を紹介します。	◎
3	さかい米普及拡大促進事業（地産地消の推進）	「坂井市米の消費拡大等の推進に関する条例」の基本方針に基づき、坂井市産米の消費拡大の推進に関する施策を市民、生産者及び事業者と連携し、総合的、かつ、計画的に実施します。	◎
4	素牛導入助成事業	県内最大の畜産地域として、若狭牛等の素牛導入事業費を支援します。	◎
5	魚食普及・地産地消推進事業	魚の捌き方教室や地魚を利用した料理教室の開催等を通じて魚食の普及と地産地消を推進するとともに、地元水産物の特産化を目指した加工品の開発により消費の拡大を図ります。	◎
6	水産業振興イベント事業	魚食普及のために坂井市で獲れた魚を直接消費者に販売するイベントを行います。	
7	特産そば振興事業	イベント等を通じ、「丸岡そば」の高品質化、高付加価値化をアピールし、消費拡大、知名度の向上を図ります。	
8	野菜生産価格安定事業	天候、作柄等により短期的に価格変動が生じやすい野菜の、市場価格が著しく低落した場合に、一定の割合の補填金を交付します。	
9	伝統の福井野菜対策事業（再掲）	伝統野菜である春江町の「越前白茎ごぼう」の作付け継続と普及拡大を図ります。	
10	病虫害防除事業	河川周辺等の共同防除を行う薬剤の購入に要する経費に対し助成を行います。	
11	災害復旧事業	被災した土地改良施設を管轄する土地改良区に対して、災害復旧をするための補助を行います。	
12	家畜衛生防疫事業	獣医師による防疫事業と環境衛生事業を行い、畜産農家の負担を軽減し、坂井市の畜産業の振興を図ります。	
13	農業者労働災害共済事業	農作業中の事故による傷病で農業経営が困難になった農業者の生活を守るため、農作業中の傷病に対して共済金を支給します。	
14	農業者労働災害共済基金	農労災の運営は、加入者の掛金のほか基金によって行われており、基金会計から一般会計への歳入や、基金利子の処理など、会計課の指示に従って適切に基金管理を行います。	
15	食料産業ハサップ事業	海外の市場に販路を拡大するために必要なハサップ認証取得のための設備投資に取り組む事業者を支援します。	

#### (4) 農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興

- 農林水産物の体験やグリーンツーリズム・エコツーリズムなど、豊かな自然と触れ合うことのできる場を観光資源として活用し、農林漁業者の収益拡大や地域の活性化を図ります。
- 「越前がに」・「甘えび」などの地域ブランドを守り、育てる体制を強化し、観光産業との連携による水産物の有効活用を図るとともに、地域への経済波及を促します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	越前がにブランド化事業	三国産の越前がにのブランド力の保持・向上を図り、観光資源として有効活用することにより地域振興に繋がります。	◎
2	ゆりの里公園管理運営事業（施設の利用促進と地域の活性化）	施設の適正な維持管理と、新しくなった施設を利用した企画・イベントの実施や、直売所やレストランで地元農産物を提供することにより、施設の利用促進や地域の活性化、市花及び地元農産物のPRを図ります。	◎
3	園芸作物振興対策事業	農業協同組合が運営している水田で、小学生が水稻や白茎ごぼうの栽培体験を行うことに対し、経費の1/2を予算内で補助します。	
4	三国港内夜間安全確保事業	三国港内の投光機の照明により、漁業者、観光客等の安全性の確保と防犯対策を施すことで、三国港のイメージアップを図ります。	
5	内水面漁業振興事業	淡水魚の放流事業を通して児童に竹田川の生態系、遊漁の楽しさを教育するとともに、漁場の監視や整備を行います。	
6	坂井地域交流センター管理運営事業	施設のリニューアルを十分に活かし、農産物直売所の充実、SNS等を利用した広告宣伝の強化、魅力ある体験教室の開催により、さらなる交流人口の増加に寄与していきます。	

## 5-2 商工業の振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
空き店舗の活用による開業支援件数	1件 (平成30年度)	15件 (計画期間内)
生産性・サービス向上講座の開催回数(異業種連携)	19回 (平成30年度現在)	20回 (計画期間内)
企業誘致件数	3件 (平成30年度現在)	15件 (計画期間内)

### (1) 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成

- 市商工会や金融機関等と連携を図り、事業者の経営安定化や事業拡大、起業、事業承継等を支援します。
- 中小企業などが、空き家・空き店舗などを活用して行う事業経営を支援します。
- 商店街振興組合など各種団体の取り組みを支援することで、市内での消費喚起や商店街振興を図り、地域経済の好循環の実現を目指します。
- キャッシュレス決済の利用環境の整備など、関係機関と連携した事業者の生産性向上に取り組むとともに、外国人旅行者を含めた消費者の利便性向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域商業活性化事業	人口減少、少子高齢化、経営者の高齢化や人手不足、また大型店舗の進出等、商店街の存続に及ぼす影響が様々あります。このような中、地元事業者が継続的で安定的な事業運営ができるよう支援していきます。	◎
2	商工会活動助成事業	①会員増強の推進と組織基盤の充実・強化 ②経営発達支援事業の遂行 ③新規創業・後継者対策・経営革新等の促進を重点事業として商工会活動を支援します。	
3	中小企業経営支援事業	市内の中小企業者等に対し、資金を低利で融資し、その際の保証料を補給します。また、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）及び県経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）を借り入れた事業者に対し利子を補給することにより、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図ります。	

### (2) 地域に根差す産業の支援の充実

- 繊維産業など地場産業の振興に向けて、異業種との連携による新技術や新商品の開発支援、産官学が連携した取り組みを行い、競争力の強化を図ります。
- 伝統的なものづくりを担う職人の技術の継承や、担い手の確保・育成を図るため技術習得への助成など担い手の育成を支援します。
- 各種産業展示会への出展や産業フェアの開催などによって、異業種企業間のマッチング

機会の創出や販路の拡大・開拓、新規創業への機運の醸成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	中小企業振興支援事業	市内中小企業が行う人材育成に係る経費や新商品及び技術開発等に要する経費に対して支援し、販路拡大やものづくりの推進による中小企業の持続的な運営と発展を支援します。	◎
2	坂井市産業フェア事業	市内の優れた技術で生産された製品および特産品を市内外に広く紹介し、ビジネスマッチング機会の創出をはじめ、販路拡大や産官学の連携を支援するとともに、将来の働き手となる若者層の地元企業への就職につなげます。	◎

### (3) 企業誘致の推進、新規産業の創出支援

- 企業立地奨励金制度や融資制度の強化・拡充、設備投資の支援などをし、成長産業の企業誘致や企業経営の安定化や体質強化、生産性の向上を図ります。
- サテライトオフィスやインキュベートオフィスを整備し、新たなビジネスチャレンジや起業の機会を創出します。
- 国や試験研究機関、県内大学、企業等との産官学連携を強化し、企業の技術・新製品などの開発及び新規産業の創出を支援します。
- テクノポート福井への企業誘致や福井港への貨物船やクルーズ船の寄港促進を図り、工業港としての付加価値を高めるとともに、新たな港湾エリアとして魅力と賑わいを創出します。
- 北陸自動車道丸岡インターチェンジや福井港等、物流拠点を活かした陸上及び海上の貨物の流通機能の強化を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	企業立地促進事業	企業誘致は市内産業の活性化をはじめ、雇用機会の確保、市財政の安定化にも寄与するものであり、重要な施策であります。今後も、経済情勢等を注視しながら、成長産業やIT産業、旅館・ホテル業、国の研究機関等の誘致活動を県と一体となって推進します。	◎
2	クルーズ船誘致事業	県や福井港振興協会と連携して、船社への営業活動を行ってクルーズ船の誘致活動に努めます。	

### 5-3 観光の振興

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
国内宿泊客数	186,707 人 (平成 29 年度)	196,000 人 (令和 6 年度)
外国人宿泊客数	4,987 人 (平成 30 年度)	10,000 人 (令和 6 年度)

#### (1) 観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応

- 県内最大の観光地である東尋坊の魅力を高めるため、観光拠点施設の設置など、エリア全体の再整備を図ります。
- 丸岡城や三国湊、竹田地区などの文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用を図り、魅力的で快適な観光地づくりを進めます。
- ゆりの里公園の利活用を推進するため、定期的なイベントの開催や地場産品を活用した食の提供など新しい魅力を創出し、年間を通じた誘客を図ります。
- 優れたロケーションや四季折々の食材に恵まれた東尋坊三国温泉の魅力発信に努め、ブランド確立による他の温泉地との差別化を図ります。
- 周辺自治体や関係団体と連携し滞在型観光を促進するほか、豊かな食や四季の彩など地域資源の魅力発信や新たなイベント創出を通じた誘客力強化、教育旅行・学生合宿の誘致など、新しい観光客の取り込みを強化します。
- 古民家や空き家を利活用し、店舗の誘致など新たな賑わい創出を推進します。
- 自然や歴史、文化財など豊かな資源を活かした体験プログラムの造成支援に努め、観光客の満足度向上を目指します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	周遊・滞在型観光推進事業	北陸新幹線敦賀延伸開業後においても持続可能な観光地域づくりを目指し、観光客が広域的に周遊できるような仕組みづくりに取り組みます。	◎
2	東尋坊再整備事業	「環境共生」を基本理念に、新しい魅力づくりや集客力アップに向けて、県、市、地元商店街事業者や地元住民と一体となった再整備を推進します。	◎
3	丸岡観光情報センター管理運営事業	丸岡城を訪れる観光客に対し、丸岡町の観光情報拠点施設として積極的に観光案内、観光 PR を実施し、坂井市内の観光周遊を促すとともに、市内の特産品等の販売を行うことで、坂井市の魅力拡大に努めます。	
4	三国まちなか観光施設管理運営事業	文化財の保護と地域社会への貢献はもちろんのこと、施設の魅力向上と集客力の強化により、観光地として地域経済の活性化を担う拠点としていきます。	
5	竹田の里運営管理事業	ちくちくぼんぼんをはじめとする竹田地区に点在する観光資源の適切な管理運営による磨き上げ	

		や、施設連携や竹田の里全体で地域を盛り上げていく体制づくりによる更なる地域の魅力向上を図っていきます。	
6	ゆりの里公園管理運営事業（体験交流型イベントの開催）	観光客と地域住民が交流できるイベントの開催や、地域資源を活用した体験型農業の観光メニューを揃えるなど、年間を通じた集客力の向上に努めます。	◎
7	ゆあぼ〜と管理運営事業	三国温泉ゆあぼ〜とを適切に管理運営し、温泉施設として観光客や市民に対し憩いの場を提供するとともに、本市の食や自然景観をPRする観光施設としても寄与していきます。	
8	温泉施設整備基金	市の財政状況を踏まえた上で、できる限り安定的な財源となるよう確実有利な方法により運用を行います。	
9	観光事務事業	市が参加する広域観光組織や、「丸岡城桜まつり」「三国湊カニまつり」など観光団体等が実施する事業に対して、その経費の一部を支援することにより、各観光団体との連携を強めながら、本市の振興を図ります。	
10	観光ビジョン戦略事業	豊富な観光資源を生かしながら、坂井市観光ビジョン戦略基本計画に掲げる理想的な観光地域づくりを進め、観光による交流人口や関係人口の増加と地域経済の好循環の拡大を目指します。	
11	三国花火大会事業	有料観覧席の販売等での自主財源の確保に努め、将来的に三国花火大会が継続していける体制づくりを強化します。また、安全で安心はもとより、観覧者のマナー向上を訴え続けクリーンな花火大会を目指します。	
12	自然環境保全用地管理事業	越前加賀海岸国定公園に指定されている、三国地区内の海岸線の優れた自然環境の保全を図ります。	
13	観光施設維持管理事業	市民及び観光客が安全で快適に利用できるよう、市内観光施設の適切な維持管理を図ります。	
14	海浜自然公園維持管理事業	坂井市海浜自然公園を適切に管理運営することにより、市民が自然に親しむ場を提供するとともに、野外におけるレクリエーション活動等の振興を図ります。	
15	海水浴場等維持管理事業	市内にある三国サンセットビーチ及び浜地海水浴場について、環境美化や安全性の確保等良好な状態に保ち、海水浴客の利便性の向上を図ります。	
16	DMO さかい観光局支援事業	多種多様な事業者、市民、まちづくりが連携した観光地域づくりのプラットフォーム「一般社団法人DMOさかい観光局」を支援し、マーケティングやマネジメントを行う観光戦略の展開に強力なリーダーシップを持つ組織への転換を図るとともに地域の担い手の掘り起こしや多角的な情報発信への取	

		り組みを促進します。	
17	丸岡城周辺整備事業	令和3年度において策定された丸岡城周辺整備基本計画に基づき、文化財、観光資源としての「丸岡城」の価値をさらに高めるとともに、公共施設の集約化など城周辺の整備を行うことで、賑わい創出や新たな誘客を目指します。	◎
18	北前船日本遺産活用推進事業	江戸から明治時代にかけて北前船交易によって繁栄した三国湊を支えた19の構成文化財を群としてつなぎ、そのストーリーを国内外に発信することで、観光誘客の促進や地域の活性化につなげます。	
19	観光資源・地域資源強化事業	インバウンド向けに宿泊施設を改修すること、また学生合宿者向けに地域活動費を支援することなどの取り組みにより、坂井市への周遊性を高め、誘客促進につなげます。また、市内の歴史・自然・文化・食・四季等の観光資源の磨き上げとその情報などを来訪者に提供する環境を整え、滞在時間の延長と観光消費額の増大を図ります。	
20	海浜自然公園再整備事業	「海浜自然公園を日本海側一番のアウトドアスポットに！」をコンセプトに様々な利用者が安全・安心・快適に利用できるコンテンツへと改修します。	◎

## (2) 広域交通網の活用推進

- 市外の主要駅や空港などを結ぶ広域交通網を活用し、アクセス時間の短縮など利便性向上を図ります。
- 周辺市町や交通事業者と連携を強化し、利用しやすい地域内交通の整備を進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	道の駅管理運営事業	道の駅みくに及びさかいの施設修繕及び適正な維持管理を実施します	

## (3) インバウンドの受け入れ体制の整備

- ICT等の最先端システムを導入するなど、外国人旅行者のニーズ・動向を把握しながら適確な情報発信と受け入れ環境の整備を進めます。
- 宿泊業や観光業などの事業者と協力して、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	越前加賀インバウンド推進事業	4市1町(あわら市、勝山市、坂井市、永平寺町、加賀市)の観光資源を結び付け、魅力の向上を図り	◎



		ながら、広域的旅行ルートを作成し、東アジアや東南アジアなど海外に対して滞在型観光誘客を推進します。	
--	--	---	--

#### (4) 観光情報の整理と効果的な発信

- 観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、PR動画の作成、SNSの活用などインターネットを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を強化します。
- 首都圏への効果的な観光情報発信を行い、本市への誘客に努めます。
- 全国に丸岡城をPRするとともに、日本一短い手紙の館や一筆啓上茶屋とも連携し、桜やそばなどの季節ごとの情報発信を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	シティセールス事業 (効果的な観光情報の発信)	首都圏で開催される商談会やイベントで本市のPRを行ったり、SNSや様々な広報媒体を使って、観光地の魅力の情報発信を行ったりするなど、坂井市への誘客に努めます。	
2	DMO さかい観光局支援事業 (観光情報の発信)	多種多様な事業者、市民、まちづくりが連携した観光地域づくりのプラットフォーム「一般社団法人DMOさかい観光局」を支援し、マーケティングやマネジメントを行う観光戦略の展開に強力なリーダーシップを持つ組織への転換を図るとともに多角的な情報発信への取り組みを促進します。	◎

#### (5) 観光地域づくりのための組織形成と人材育成

- DMO(※6)等が中心となり、地域一丸となった観光地域づくりや将来に向けての観光担い手の育成、また郷土の魅力の再認識によるシビックプライドの醸成に努めます。
- 観光客の幅広いニーズに応えるために研修会・セミナーなどを積極的に開催し、観光ガイドの育成に努めます。
- 地域の特色ある人材や関係者をつなぐことで、観光客の満足度を高め、交流人口・関係人口の増加を目指し、地域経済の好循環と地域の活性化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	DMO さかい観光局支援事業 (観光を担う組織づくりと人材育成)	多種多様な事業者、市民、まちづくりが連携した観光地域づくりのプラットフォーム「一般社団法人DMOさかい観光局」を支援し、マーケティングやマネジメントを行う観光戦略の展開に強力なリーダーシップを持つ組織への転換を図るとともに地域の担い手の掘り起こしにも努めます。	◎

#### 5-4 働く環境の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
インターンシップ受け入れ企業数	12社 (平成30年度)	15社 (令和6年度)
坂井市シルバー人材センター登録者数	1,095人 (平成30年度)	1,350人 (令和6年度)
給与収入者数(60歳以上)	11,474人 (平成30年度)	12,500人 (令和6年度)

#### (1) 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

- 労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や県及び関係機関などとの連携を強化しながら雇用支援策を推進します。
- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出に取り組むとともに、UIJターン就職の促進を図ります。
- 職業相談や離職者・転職希望者を対象とした相談会を開催し、安定的に働ける就労の場の確保を推進します。
- 公共職業安定所と連携し、子育て中の女性のための職業支援や子育て支援セミナー開催などの情報を発信し、働く女性に対しての雇用対策を推進します。
- 高齢者の就労機会の確保を図るとともに、生きがいづくりや地域社会への参画についても支援します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	労働事務事業（雇用・労働環境の改善と就労支援の強化）	福井労働局やハローワーク三国をはじめ県等と連携・協力を強化しつつ、それぞれの果たすべき役割を認識しながら、雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図っていきます。	
2	イクボス推進事業（再掲）	市内企業に対し、仕事と生活の両立を考え、個人の人生の幸せと企業の業績アップを目指す上司（イクボス）の推進・普及を図り、働き方改革や女性の活躍を推進します。	◎
3	市内企業就職応援事業	市内のUIJターン求職者の雇用促進を目的とした支援を行うとともに、補助金等を支給し、本市への定住促進と人材不足に悩む市内企業の人材確保を図る。また、市内の企業が、市内居住の非正規雇用労働者を正規雇用に変換した場合や育児休業取得者を原職に復帰させた場合に支援します。	◎
4	新規就農者定住促進支援事業（再掲）	就農研修時や就農初期の新規就農者（市外出身）の、生活基盤確保や早期の経営安定化を図ります。	◎
5	農業次世代人材投資事業（再掲）	後継者及び新規就農者を確保するため、経営の不安定な初期段階の青年就農者を継続的に支援します。	

6	新規就農サポート事業 (再掲)	就農初期の生活基盤が不安定な新規就農者の早期の経営を図り、農業経営に必要な様々な負担を軽減します。	◎
7	シルバー人材センター事業	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の規定に基づく、国及び地方公共団体が担うべき公共性の高い、高年齢者等の雇用機会の確保を図っていることから、国が示す基準に照らし継続して行っています。	

## (2) 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現

- 人手不足分野における人材確保に向けて、中小企業の生産性の向上と働き方改革の取り組みを支援します。
- 市内企業の外国人労働者受け入れ体制の整備を支援します。
- 市商工会などの関係団体、事業者と連携し、新規創業や6次産業化など市内産業の高度化・魅力向上の取り組みを推進し、多様で魅力的な就労の場の創出、人材確保の円滑化に繋がります。
- ライフスタイルや制約に応じた多様な働き方の実現に取り組むため、働き方に関する意識改革を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	人材確保・活用等支援事業	福井労働局やハローワーク三国をはじめ県等と連携・協力し、人手不足解消のため人材確保・活用等の支援強化を図ります。	◎

## 第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

数値目標	現状値	目標値
人口集中地区の人口密度	3,934 人/km <sup>2</sup> (平成 27 年度)	4,000 人/km <sup>2</sup> (令和 6 年度)

### 6-1 災害に強いまちづくりの推進

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
自主防災組織結成地区数	281 地区 (平成 30 年度)	440 地区 (令和 6 年度)
坂井市防災訓練参加人数	18,197 人 (平成 30 年度)	25,000 人 (令和 6 年度)

#### (1) 治山・治水対策による災害の未然防止

- 水源の涵養や土砂災害を防止する機能をもつ森林の適正な管理により、雨水の急速な流下を抑え、土砂崩れや水害等の発生防止を推進します。
- 梅雨時期や台風、ゲリラ豪雨などの大雨により、市内各所、特に市街地での浸水が見られることから、河川や都市排水等の改修を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	森林整備事業（多面的機能林における森林の整備）	森林を適正に管理することにより、土砂災害等の発生を抑制します。	
2	河川事務事業	河川管理施設の適正な維持管理を実施します。	
3	<b>新規</b> 田んぼダム利活用促進事業	流域治水対策の一つとして「田んぼダム」の実施に向けた、調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備を支援し氾濫をできるだけ防ぐことを図ります。	

#### (2) 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進

- 地域防災計画に基づき災害対策を進めるとともに「自助」「共助」「公助」の考え方を基本とした総合的な防災・減災対策の検証と環境の整備を推進します。
- 災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、社会情勢に対応した地域防災計画の見直しと、行政機能の継続に向けた危機管理体制の充実強化に努めます。
- 災害時の廃棄物処理について、迅速かつ適正な処理ができるよう対策を講じます。
- 各家庭や事業所での災害備蓄を基本として、食料や生活必需品などを計画的に整備します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	防災システム整備事業 (総合防災システムの構築)	有事における災害対策本部の円滑かつ迅速な対応を進めるため、坂井市総合防災システムを構築します。	
2	防災事業(防災計画の整備、運用)	地域防災計画について、災害の教訓や防災対策の進展を踏まえ内容の見直しを行います。	
3	防災事業(防災・減災普及事業の促進)	「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であることから、市民に対し非常持出品備蓄を行うよう普及啓発します。また、大規模災害時に、市民の生命、身体等を保護するため、食料や生活必需品などを計画的に整備していきます。	
4	一般廃棄物収集処理事業(災害廃棄物対策の推進)	災害発生時の廃棄物処理について、適正かつ迅速な処理を進めるため、災害発生時の対応や災害廃棄物の仮置き場の設定等、具体的な対応について検討していきます。	

### (3) 災害に強い市民の育成と防災機能の強化

- 市民の防災意識の向上のため、地域や学校、企業などへの意識啓発、災害の知識や発災時の判断・行動に関する教育を実施するとともに、それぞれの状況に応じた避難行動開始などに繋がるよう、的確に情報を発信します。
- 災害に的確に対応できるよう嶺北消防組合や医療機関と連携し、消防力及び救急救助体制の充実強化を図ります。
- 高齢者、障がいのある人、外国人等は災害時に大きな影響を受けやすいことから、情報提供や避難において特に配慮した対策を推進します。
- 事業者と連携し、電気、上下水道、ガス、道路、橋梁、通信設備などライフライン機能の強化に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	防災事業(地域防災力の充実強化)	防災に関する講座や研修会等を積極的に開催し、防災意識及び地域防災力の向上に取り組みます。	
2	防災システム整備事業(情報伝達機器の維持管理)	災害時や緊急時における地域住民への情報伝達が迅速かつ適正に行えるよう情報伝達機器の維持管理を行います。	
3	嶺北消防組合負担金	嶺北消防組合の事業内容を確認し、救急、防火、迅速な消火等につなげます。	
4	防災事業(災害時要配慮者への情報伝達手段の普及促進)	高齢者や障がいのある人に、音声一斉配信サービスや防災アプリ、逃げなきやコールなどの推進を図ります。外国人には、外国人向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」などの活用を推進します。	◎
5	避難行動要支援者名簿事業(再掲)	災害時または普段の生活において近隣住民の互助による支援体制を確立し、要支援者が安心して暮	◎

		らすことができる地域づくりを目的に発災時において当該制度が有効に運用されるよう周知・訓練への活用を推進します。	
6	消防施設事務事業	事業内容を確認し、適正な消火栓の維持・確保に努めます。	
7	石油貯蔵施設立地対策等交付金	事業計画に基づいて道路整備を図り、石油貯蔵施設の設置を円滑に行います。	
8	個別避難計画作成事業（障がい）（再掲）	災害時に自ら避難することが困難な在宅の障がい者が、地域でそれぞれの障がい特性に合った支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	
9	個別避難計画作成事業（高齢）（再掲）	災害時に自ら避難することが困難な在宅の高齢者が、地域での支援を受けながら避難ができるよう、地域住民や専門職が当事者と関わりながら、個別避難計画を作成します。	

#### （４）地域コミュニティによる安全・安心の構築

- 地震や津波、風水害、雪害など災害時の応急対策活動が円滑に実施されるよう、地域防災体制の確立を図ります。
- 自主防災組織や坂井市防災士の会など地域における防災リーダーの育成を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	防災事業（自主防災組織の育成）	自主防災組織が購入する防災資機材の購入経費等に対して補助金を交付し、自主防災組織の育成と円滑な防災活動を推進します。	
2	防災事業（地域防災リーダーの育成）	地域における防災リーダーの育成を図ります。	

#### （５）国民保護対策の充実

- 武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、市民の生命、財産を保護し、被害を最小限にとどめることができるよう国や関係機関などと協力し迅速に対応します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	防災事業（国民保護計画の整備、運用）	国民保護措置に係る研究成果を踏まえ、国民保護協議会を開催し計画変更を行います。	

## 6-2 安全・安心対策の充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
交通事故死者数	3件 (平成30年度)	0件 (令和6年度)
さかいドライブレコーダー見守り協力隊(ドラレコ隊)加入件数	800件 (平成30年度)	1,800人 (令和6年度)

### (1) 防犯対策の充実

- 「安全安心都市」実現のため、防犯隊、自主防犯パトロール組織の活動を支援し、犯罪発生のおそれがある箇所のパトロールに取り組みます。
- 警察と連携した防犯カメラの設置、「さかいドライブレコーダー見守り協力隊(ドラレコ隊)」への加入促進、LED防犯灯の普及促進など、犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。
- 市民に対し、犯罪の発生状況、防止対策などの情報を積極的に提供し、防犯意識の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	安全安心まちづくり事業(犯罪が起きにくい環境づくりの推進)	犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置とともに「さかいドライブレコーダー見守り協力隊(ドラレコ隊)」の加入促進、LED防犯灯の普及促進を図り犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。	◎
2	安全安心まちづくり事業(防犯・防災情報の発信)	防災アプリ、メールの普及広報を図るとともに、犯罪の発生状況、防犯対策を発信し防犯意識向上を図ります。	
3	<b>新規</b> 犯罪被害者等支援事業	誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組を推進します。	

### (2) 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止

- 消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図ります。
- 市民の消費生活の安全・安心を確保し、消費者トラブルを未然に防止するため、相談窓口の環境整備や犯罪情報の提供、被害防止のための啓発活動を行います。
- 各消費者団体と連携を図りながら、世代に応じた消費者教育を推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	消費者行政推進事業	市民の消費生活の安全・安心を確保するため、消費者センターの機能充実、相談窓口の環境整備、情報共有や啓発活動を行います。	
2	交通安全普及事業(交通安全マナーアップの推進)	幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室を引き続き行うとともに、自転車利用者に対するヘルメ	

		ットの着用、チャイルドシートの装着及び全席シートベルト着用の普及と「ながら運転」罰則強化など交通ルール順守の普及啓発を行います。	
--	--	--	--

### (3) 交通事故による被害が少ない環境の創出

- 幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室の開催や自転車用ヘルメットの着用推進などに取り組み、交通事故の防止とマナーの向上を図ります。
- 高齢運転者の身体能力低下の自覚と事故防止意識を醸成するとともに、運転免許自主返納事業を継続し、重大交通事故を抑止します。
- 交通事故の被害が最小限となるよう、通学路などを中心に地域住民、道路管理者、警察と連携し事前協議、現場点検を行い、これに基づいた安全な交通環境づくりに努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	交通安全普及事業（高齢運転者の安全運転に関する取り組みの推進）	高齢運転者の身体能力低下の自覚と事故防止の意識を醸成するため、交通安全教室を開催します。また、警察と連携しサポートカーの普及促進を図るとともに、運転免許自主返納事業を継続します。	◎
2	交通安全普及事業（通学路・生活道路の安全対策）	関係機関と連携して通学路や未就学児が使う道路を中心に現場点検を行い、交通事故防止の観点から安全確保に関する意見要望を申し入れます。	
3	交通安全施設整備事業	交通安全施設の維持管理を実施します。	



### 6-3 住環境の整備

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
空き家バンク登録数	68件 (平成30年度現在)	180件 (計画期間内)
坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数	5件 (平成30年度)	100件 (計画期間内)

#### (1) 適正な土地利用の推進

- 持続可能な都市づくりを目指すため、住宅及び都市機能増進施設（※7）の立地の適正化を図ります。
- 関係部局との連携による土地利用に関する総合的な規制と誘導に取り組みます。
- 市民と行政がともに育む土地利用を推進します。
- 土地の最も基礎的な情報である地籍を明確にするため、関係部局との連携を図りながら計画的に地籍調査を進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地籍調査事業	国の第6次10カ年計画に基づいて、計画的な事業実施に努めます。	

#### (2) 快適な居住環境の創出

- 既成市街地への居住の誘導と、既存ストック（※8）の耐震化への補助制度の周知に努め、若者や子育て世代、高齢者等が生活しやすい住環境の整備を推進します。
- 土地や建物の特性を活かした定住の多様な受け皿の確保を図ります。
- 安定的な居住の確保のため、市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。
- 空家等対策計画に基づく適正管理指導などにより、その発生を抑制するとともに、危険な空き家を解消し、利活用できる空き家については、公・民・学が連携した活用など、地域活性化に資する取り組みを進めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	空き家等対策事業	「坂井市空家等対策計画」に基づき、空き家等の増加を抑制しながら、市民の安全で安心、快適な住環境を維持していくため、取得、改修や家賃、除却にかかる支援を実施し、空き家の有効活用を図ります。また、空き家に関する多様な相談に対応できる相談体制の整備を行います。	◎
2	公営住宅ストック総合改善事業	市営住宅の改修や改善を計画的に進めるとともに、維持管理を的確に行い、長期間大切に使用することで、市営住宅施策の費用対効果の向上を図ります。	

3	木造住宅耐震促進事業	木造住宅の耐震化を推進するため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し財政支援を行います。また、倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性があるとして診断された住宅には耐震改修費等を助成します。	
---	------------	--	--

### (3) 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

- 市民が自然に親しむ場を提供します。
- 誰もが安全で快適に利用できる身近な公園緑地の充実を図ります。
- 市民と行政の協働による公園の維持管理を進め、地域に愛される憩いの場としての利活用を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	公園管理事業	公園等の施設について適正な維持管理や修繕を行い、市民が安心して利用できる公園環境の充実を図ります。	
2	ゆりの里公園管理運営事業（農業用施設の管理運営）	せせらぎ水路、噴水、遊具のある広場やバーベキュー広場等について、安全かつ快適な公園の管理運営を行います。	

#### 6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
上水道管の耐震化率	48% (平成30年度)	60% (令和6年度)
下水道の水洗化率	92% (平成30年度)	95% (令和6年度)

##### (1) 安全・安心な水の安定した供給

- 水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保します。
- 水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、水道水の安定供給を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	水道施設管理事業	水道水の配水元となる原水・浄水施設の管理監視体制の強化により、安全な飲料水の供給を図ります。	
2	水道施設更新事業	耐用年数を経過した水道施設や管路を更新し、より安定した給水を図ります。	

##### (2) 下水道施設の整備・管理と接続促進

- 生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めます。
- 下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めます。
- 集中豪雨等による浸水被害の防止と生命・財産や都市機能を守るため、雨水対策を推進します。
- 衛生的で住みよい都市環境を実現するため、家庭排水の下水道への接続促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	下水道施設改築事業	下水道施設の機能診断を実施し、老朽した施設の長寿命化を図ります。	
2	雨水対策事業	集中豪雨による都市機能を守るため、雨水処理施設の管理を強化します。	
3	下水道未普及解消事業	未普及地区の整備を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。	
4	坂井地区広域連合事業 (環境衛生)	坂井地区広域連合（環境衛生）で、管内のし尿及び浄化槽汚泥の適正な収集、運搬及び処分等の処理を行うことで公衆衛生の向上を図ります。	
5	浄化槽設置整備補助事業	公共下水道事業計画区域外における、合併処理浄化槽の設置に要する経費の一部を支援し、生活環境の保全を図ります。	

### (3) 上下水道事業の経営健全化

- 効率的な施設整備と更なる経費削減に努め、経営の健全化を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	上下水道経営健全化事業	上下水道包括的業務委託や施設整備の効率化及び経費の節減に努め、事業経営の健全化を図ります。	

## 6-5 暮らしを支える道路網の整備

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
橋梁修繕数(累計)	2件 (過去5年累計)	42件 (計画期間内)
橋梁点検割合(累計)	100% (過去5年間累計)	100% (計画期間内)

### (1) 広域的な道路網の整備

- 県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図るとともに、近隣市町との道路網の整備に努めます。
- 福井港の活用促進や産業の振興を図るため、福井港丸岡インター連絡道の整備を促進します。
- 国道8号の4車線化及びバイパスの整備、主要地方道福井加賀線（芦原街道）などの拡幅整備を促進します。
- 県道福井森田丸岡線などの新たな広域道路の整備促進に努め、市内はもとより市外からも利便性の高い道路ネットワークを検討します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	土木事務事業	福井港丸岡インター連絡道路など広域道路ネットワークの整備等について、県や近隣市町と協議し、連携強化を図りながら促進します。	◎
2	県営事業負担金	県が行う建設事業に対する負担を行い、市内の道路・河川整備等の事業進捗を図ります。	

### (2) 生活道路の計画的な整備

- 市民の暮らしに密着した生活道路の整備や維持管理については、役割や地域ニーズを踏まえ、限られた財源の中で計画的な整備を行います。
- 道路施設等については、予防保全型の管理を推進し長寿命化対策を図ることで、維持管理費用の縮減や平準化に努めます。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	橋りょう長寿命化事業	点検結果を基に優先順位をつけながら、橋りょうの修繕を実施します。	
2	道路橋りょう総務事業	道路管理者として、道路の管理に関する基本的事項を総合的に把握しておく必要があるため、今後も台帳整備を行います。	
3	道路橋りょう維持事業	橋りょうやトンネルの予防的保全を実施します。	

4	道路改良事業	緊急度や費用対効果などを考慮しながら、市道整備を実施します。	
5	区環境整備補助事業	区が管理する道路及び排水路等の整備に対して補助を実施します。	

### (3) 地域ぐるみによる除雪体制の強化

- きめ細かな除雪パトロールを実施し、冬期間の市民生活の安全確保に努めます。
- 効果的・効率的な除雪を行うため、県や地域の事業所・住民等と協力した除雪体制づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	除雪対策事業	除雪車・オペレーターを確保しながら市道除雪を実施します。	

## 6-6 地域公共交通と広域ネットワークの充実

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
えちぜん鉄道乗客数 （1日平均9駅合計）	1,219 人 （平成 30 年度）	1,300 人 （令和 6 年度）
コミュニティバス及びコミュニティバス代替交通機関利用者数 （1日平均）	370 人 （平成 30 年度）	380 人 （令和 6 年度）

### （1）地域公共交通の充実と利用促進

- 多様な交通手段をシームレス（※9）かつ一体的なサービスとして提供できるよう、公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進します。
- えちぜん鉄道を「生活関連社会資本」として位置づけ、鉄道経営の自立性を高めるとともに、鉄道事業を次世代に引き継ぐために支援します。
- 並行在来線について、県や沿線自治体との連携により、健全な運営と生活に密着した地域鉄道として利便性の向上を図ります。
- 日常生活の利便性向上はもとより観光誘客の増加を目指し、近隣自治体との連携による新幹線駅から市内へのアクセス環境の充実を図ります。
- 鉄道駅利用者の利便性の向上を図るため、駐車場や駐輪場などの整備を推進します。
- バス事業者への支援により必要不可欠なバス路線を維持し、地域住民の生活交通手段を確保します。
- 公共交通空白地帯や交通不便地域を運行しているコミュニティバスについては、多様化する住民ニーズの検証を行い、日常生活を支える交通インフラとしての機能を確保します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域公共交通対策事業	市民の利便性向上を図るため、コミュニティバスの運行体制の見直しや高齢者等の交通弱者に対する移動支援の充実など、様々な交通サービスを活用した満足度の高い公共交通サービスの実現を目指します。	◎
2	鉄道交通対策事業	地域鉄道に対する啓発活動や利用環境の整備を進め、利用促進及び利便性の向上を図ります。また、新幹線から地域鉄道そしてバスなどの公共交通機関へと繋がるアクセス環境の充実を図ります。	◎
3	生活バス路線対策事業	路線バス事業者への運営補助を継続して、市民の移動手段としての公共交通の維持に努めます。	◎
4	コミュニティバス運行事業	地域住民の公共交通手段としての役割を果たしている現状から、今後も継続した運行を行っていきます。	◎
5	丸岡バスターミナル施設管理運営事業	交通結節拠点である丸岡バスターミナルに隣接した交流スペース及び賑わい広場を活用し、人が滞留できる拠点をつくとともに、交流スペース内の	

		店舗や賑わい広場での産直販売などによって、まちの活性化を図ります。	
6	J R 春江駅周辺整備事業	整備計画を策定し、第三セクター移行後遅滞なく駅周辺整備を進めます。	
7	三国駅周辺整備事業	駅前広場整備工事を進めます。	
8	新幹線対策事業	北陸新幹線金沢・敦賀間は令和5年度開業のため、地域振興策に対する補助実施期間は開業の翌年度までを予定しています。	
9	市営駐車場等管理運営事業	鉄道の利用促進のため、駐車場、駐輪場の維持管理を適切に行います。	
10	次世代型地域交通推進事業	コミュニティバスの接続ルートとの併用となる新たな地域交通手段として、利用者が事前に予約して運行する「オンデマンド型交通」により、地域交通環境の充実を図ります。	◎
11	共助型交通導入推進事業	人口減少進展が著しく、交通空白地への懸念が高まる地域において、地域住民の日常の外出を地域の支え合いにより行う仕組みを作り、交通網の整備を行います。	

## (2) 広域交通ネットワーク拠点の充実

- 福井港におけるエネルギー拠点、物流拠点としての機能強化を図るとともに、船舶利用や海外定期便就航の推進、観光と連携した港湾活用など地域の産業と生活を支える港湾として、更なる発展を目指します。
- 福井空港は、防災ヘリ等の拠点であるとともに国内では希少な航空機曳航訓練が行える機能を持った空港であるため、災害時の拠点空港としての整備や、空港機能を活かした特色ある地域づくりを図ります。
- 日常生活、レジャー、観光、物流等の大輸送路である北陸自動車道へのアクセス環境の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	港湾振興事業	広域交通ネットワークの拠点である福井港の活性化と利用促進を図ります。また、エネルギー基地と企業が集積したテクノポート福井の拠点港として地域経済の活性化と産業の発展を目指します。	
2	空港対策事業	福井空港の立地自治体として、福井空港発展施策の促進と知識の普及を図るとともに、空港機能を活かした特色ある取り組みを推進します。	



## 6-7 情報ネットワーク社会の構築

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
福井県電子申請サービスを利用した手続の件数	20件 (平成30年度)	200件 (令和6年度)

### (1) ICTによる行政サービスの向上と効率的な行政運営

- ホームページでの検索の容易化、申請・届出手続きのオンライン化（電子申請）などICTを活用した利便性の高いサービスを提供します。
- 公金の収納方法の利便性向上、市役所以外での証明書発行、窓口での多言語対応など多様化する市民ニーズに対応できるICTによる環境整備を図ります。
- ICTを活用し、災害発生時における現場状況の把握や市民への安全情報の提供などの環境構築を図ります。
- 社会環境の変化に併せたシステムやRPA（※10）の導入により、業務の効率化を図ります。
- 情報通信技術の進歩に伴い脅威も高度化しているため、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報流出を防止します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	庁内情報管理事業	行政事務の効率化を図るとともに、情報セキュリティポリシーに基づき、保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持します。	
2	地域情報化推進事業（行政手続きのオンライン化の推進）	社会保障・税番号制度における情報連携の運用に伴う事務手続きの簡素化、電子申請による手続きのオンライン化を推進し、市民の利便性の向上を図ります。	
3	コンビニ交付サービス事業	コンビニ交付サービスの実施は全国的にも大きく拡大してきており、今後も一層の利用件数増加が見込まれます。行政サービスの利便性向上や窓口業務の負担軽減につながるため、継続して事業を実施していきます。	
4	DX推進事業 （地域活性化起業人受入によるDX推進事業）	大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、デジタル技術に関するノウハウや知見を活用することにより、DX推進の向上を図ります。	◎

### (2) ICTを活用した利便性の高い生活環境の実現

- 主要な公共施設や観光施設、鉄道駅等においてWi-Fi環境の整備を進め、住民サービスと観光客等の利便性向上を図ります。
- ICTを活用したコミュニケーション環境の充実を図り、地域の活性化に向けた取り組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	重点事業
1	地域情報化推進事業 (Wi-Fi 環境の整備)	市内公共施設におけるWi-Fi 環境やICTを活用したコミュニケーション環境の整備を推進し、利便性の高い生活環境の実現を図ります。	
2	個人番号カード等交付事務事業	個人番号カードを利用したサービスの拡大に備えるため、体制強化に努め、個人番号カード交付事務を迅速に行い、交付率拡大を図ります。	
3	地域情報化推進事業(高齢者に対するスマートフォン利用促進事業)	キャッシュレス決済やサービスのオンライン化など、社会全体におけるスマートフォンを利用したデジタル化が進められる中、スマートフォンの操作、所持に不安のある高齢者においても、スマートフォンに慣れ親しんでもらうことで、デジタルによる各種サービス等を享受できるよう支援します。	
4	DX 推進事業 (SNS を活用した行政サービス事業)	SNS の活用により、必要な人に必要な情報を届ける情報発信体制の整備や、各種アプリケーションやWeb サービスとの連携によるサービスの一体化など、デジタル技術を利用して市民サービスの向上を図ります。	◎

第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合計画 用語集

※1	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度について研究を行い、政策形成に資する基礎的な情報提供等を行う。
※2	I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術の総称のこと。
※3	S D G s	Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17の分野別目標と169の具体的達成基準を掲げている。
※4	フレイル	年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態のこと。
※5	3 R	リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再生利用、再資源化）の頭文字をとった言葉のこと。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方である。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。
※6	DMO	Destination Management Organization の略。観光地経営の視点に立った観光地域づくりを担う法人のこと。
※7	都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもののこと。
※8	既存ストック	これまで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などの建築施設のこと。本計画では、既存住宅などを指す。
※9	シームレス	つなぎ目のないこと。
※10	R P A	Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務の自動化のこと。